

19

533

通俗五島紀要

026245-000-0

19-533

通俗五島紀要

大久保 周蔵/著

M29

ADC-3981



17-7410

19-583

温

故



從五位子爵五島盛光

通俗五島紀要

の全序

夫久保周藏翁は縣下北松浦郡平村即ち
龜五島家本領字久島の人にして維新前
後村吏となり頗る治績あり往年公事を
以て余が家に來る余時に幼童祖父の側
に在て親しく其言貌に接し忠實篤行の
美たることを聞知せり爾來翁に面せざ
る始ると二十有余年客年偶余が崎陽の

寓居を訪ひ其編次する所の通俗五島紀
要を出る校閲せんことを囑す披て之を
見るに舊君の系統は勿論凡そ事の五島
領に係るものは概ね漏すことなく而も
既往数十年間の記事は全く翁の實驗に
係るものにして事實正確なるのみあら
ず勸懲の意見を加る等用意周到尋常人
の企て及ぶ所にあらず此書一たび成る
に至らば五島の後進者に益する蓋甚鮮

少ならざるを信す

翁の齡古稀に達す世の風潮に伴ひ利の
爲に謀るものにあらず唯將來を慮る一
片の切情より孜々として此編を爲す其
熱心豈感せざらんや是に於て余自ら量
らず其校閲者たることを諾ふたるも如
何せん公私鞅掌荏苒一週年の今日に至
り漸く之を閱了る舊記古文に係るもの
の外多少訂正を加へたりと雖も素より

杜撰粗漏の點なきを保せず聊か燕辭を
附奉て以て之を還す

明治廿八年九月

近藤良藏

通俗五島紀要

緒言

抑々我五島は神州の西極に位し五個の島嶼と是に接近する
數多の屬島とを以て成り舊祿高本分家と合せ表面一万五千
六百石の地にして五島の始祖家盛公以來茲に七百有餘年此
の間に於る治亂興廢は勿論時勢の變遷風土人情等に關し後
進者の知らざるを得ざるもの少からずと雖も從來是等の
著書に乏しく偶々之れあるも貞方氏の公譜別錄江川氏の五
島方角なるに過ぎず五島一般の歴史地理人情風俗等を網羅
し俗に通して知り易らむるもの絶て之れなきなり
茲に於てか余は嗚呼がましく己の力を量らず夙に此の欠
典を補はんことを期したり然るに余は幸に文政九年に生れ
維新前後公務に従事すること四十有餘年其間直接に間接に

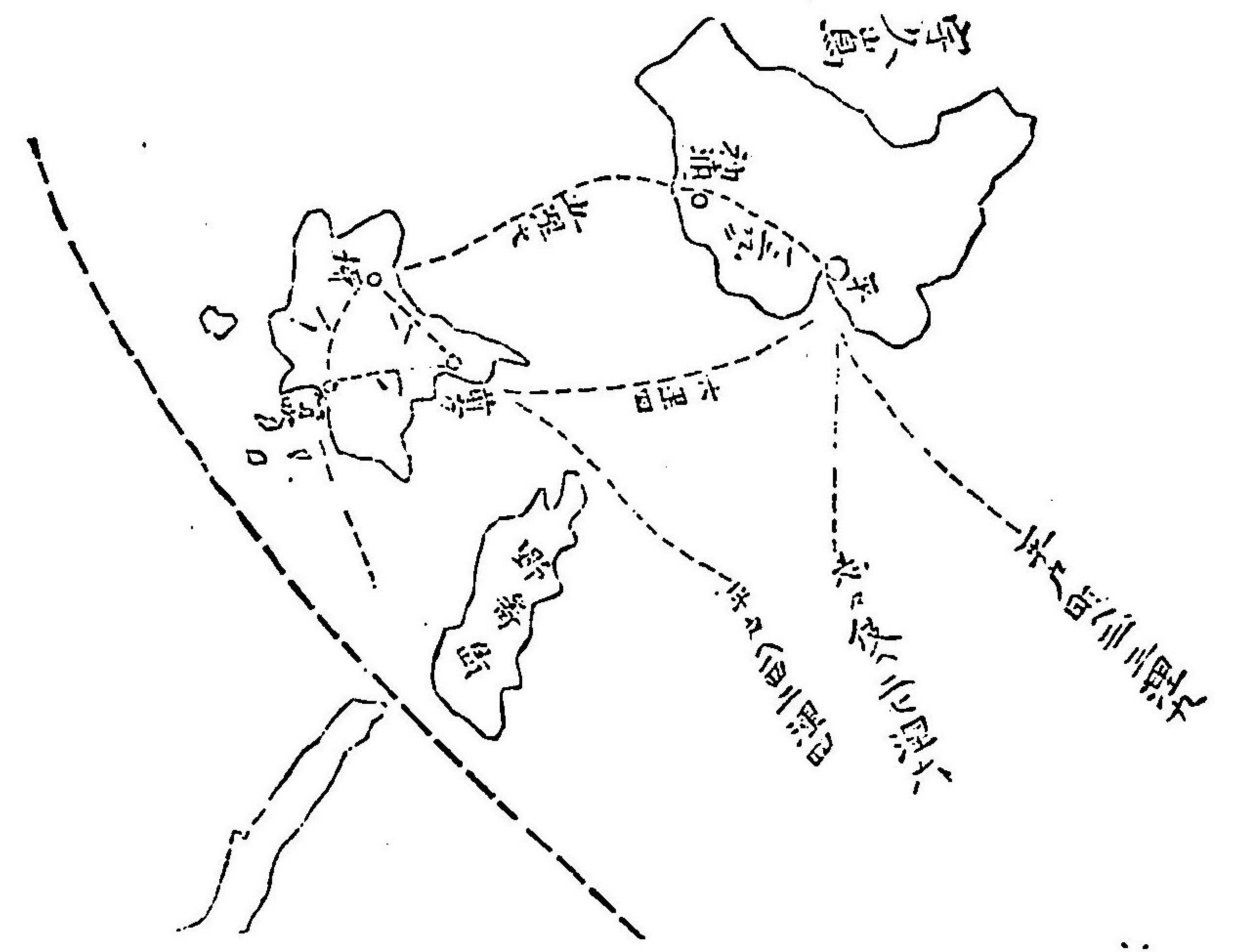
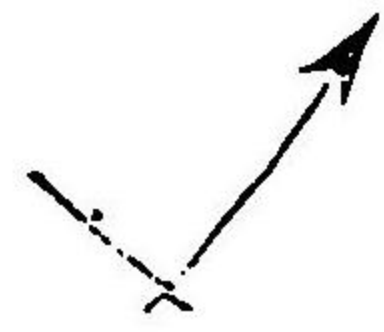
經歷見聞したるごまゐる少からむ故に先づ之を以て著作の基礎となし其以前に係るものは父祖の日誌と諸大家の舊記とに依り君公の系譜の關しては自ら從四位盛成公に請て精確なる材料を得之れが出版し就きては先代盛主公の許可を受け殆んど五年を経過して此の稿を脱したり編纂宜しきを得ず文章拙きは余が無學の然らむるところ而して守久島に係る事を別項に詳記したるは元五島の本領にして且余が郷里なるを以てあり看る者此の著の拙なるを咎めず余が微衷の存するごまゐるを諒せば幸甚

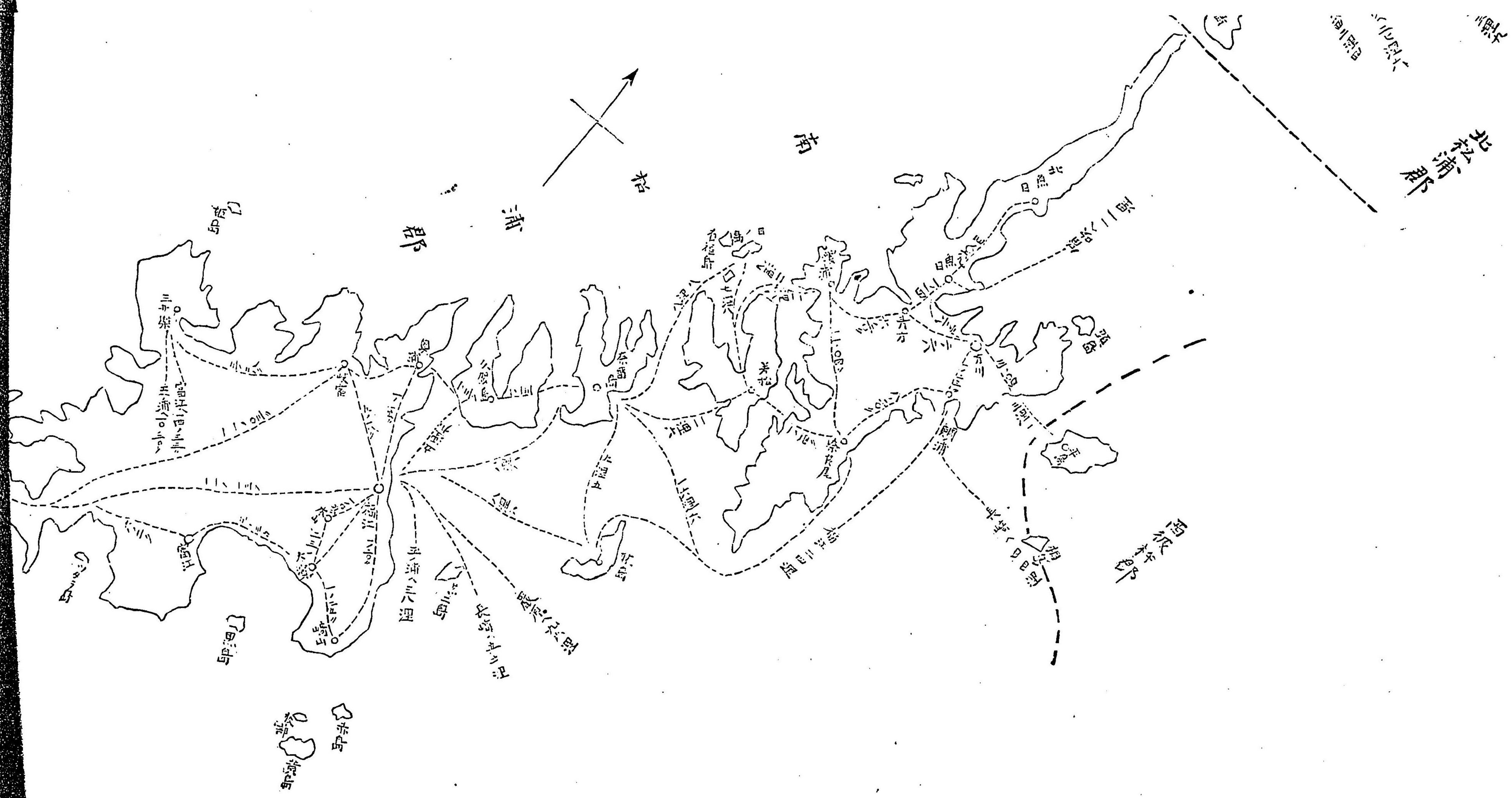
明治廿七年四月

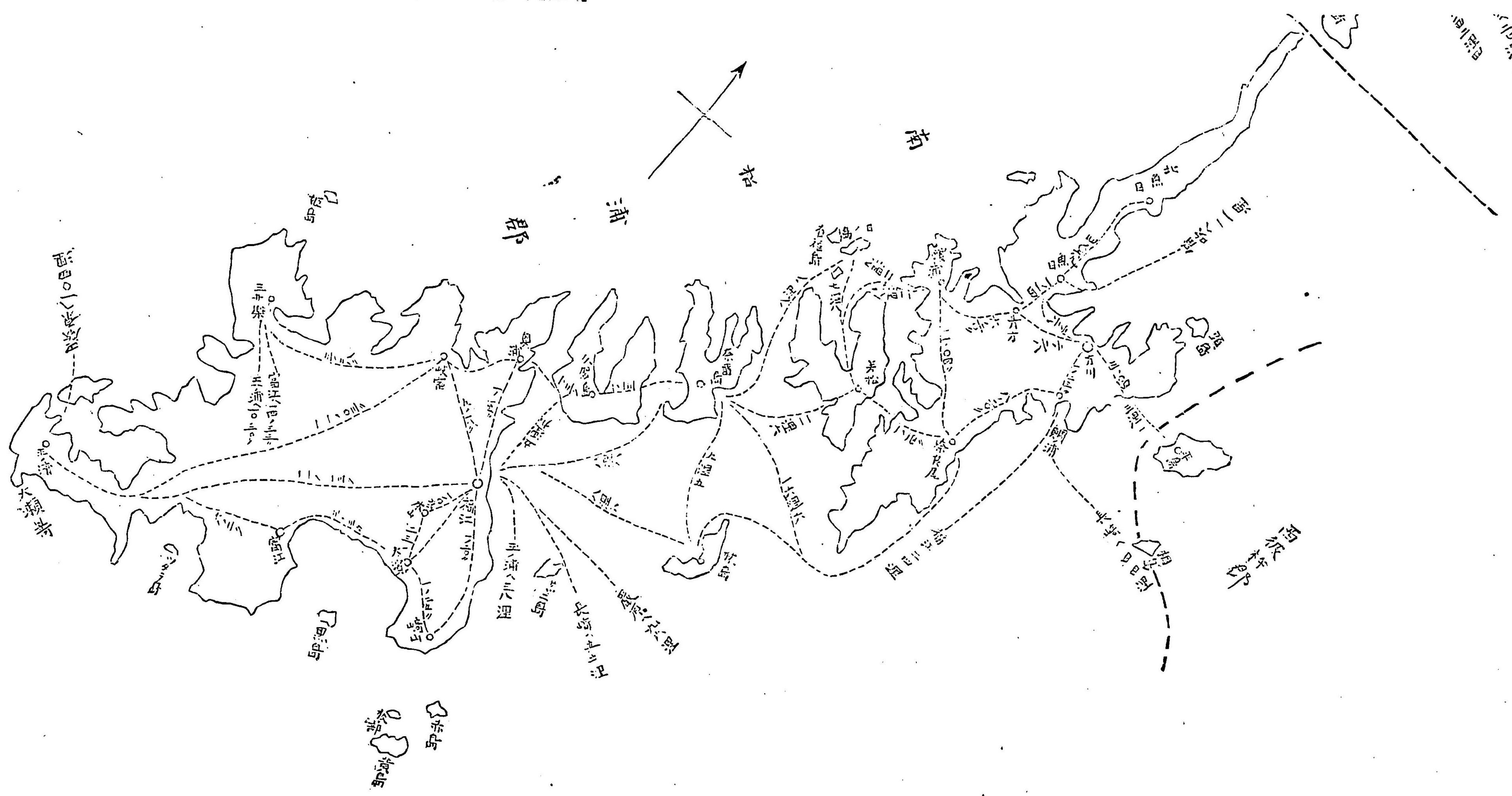
編者 大久保周藏 識

通俗五島紀要目次

- 五島各村里程地圖 一
- 五島家略歴史 一
- 五島ノ發端 一
- 五島城ノ沿革 一
- 藩政一斑 一
- 職名及格式 一
- 職制及服制 一
- 文學ノ要路 一
- 武備ノ大要 一
- 藩政改革後ノ經歷 一
- 五島(南松浦郡ニ屬スル分)各村風土物産 二
- 全各村小學校戸數人口牛馬船舶統計表 三
- 全各村田畑宅地山林原野反別統計表 四
- 全地價統計表 四
- 全島嶼周回及面積表 四
- 全農業漁業者一覽表 四
- 著名ナル船舶碇繋所一覽表 四
- 高山一覽表 四







○五島家略歴史

五島家の始祖家盛公は人皇五十六代

清和天皇の皇子桃園親王の後裔武田兵衛尉有義公の子にして初め武田次郎信弘と稱す文治三年

丁未の春肥前の國に來り黒髪山平戸ありの麓に居を構へ田九百町を領す當時亂世の初近隣穩なら

す是を以て字久島に遊り城を築き浦々島々残らず領地とす後字久次郎家盛と號し鎌倉に忠誠を

盡し後美として從五位下肥前守に叙せらる代々五島を領す因て肥前の五島字久と稱ふ

傳よ曰く公に隨行したる家臣は本場、大久保、平田、藤田、藤原、梁瀬等の諸氏にして文

治三年三月二十六日宇久島西の浦に着せられ一折竝に船泊したる土地の海士目没に至り焚

火に依りて飯を呈したり公其食器に舞鶴の繪あるを看たまひ鶴の祝鳥なりと深く之を賀し

其夜此は泊明くれば里の一翁來る公、翁に八里を尋ぬ翁自ら我家に誘導して尊敬す土

民舉て信を措く公欣然として居ること數日進て山本村の地に移り山地を挽き館を設置し名

けて挽地と云ふ宇久中央の岳に城郭舊跡あり此の地を城の嶽と云ふ里人老翁は何人なりや

泊本青氏の舊記に據れば新之嶽とあり當時公の宿泊したる家に泊の姓を賜ひしとか平、神

浦兩村に涉り泊姓頗る多し然るに平田水雄氏の舊記に據れば地頭官中村庄三郎宅に宿泊せられたりとあり始め公の船碇船したる所を舟隱しと稱へ焚火を爲したる所を火焚崎と稱ふ
公宇久の城に居り土豪不逞の徒を討ち農を勸め田を墾し風俗を改め専ら仁徳を厚ふし文治三年八月十三日古里の地に八幡宮を建立し公の守護神とし從者宮崎右衛門尉利政を社守と爲す全年沖の神島宮を神浦村に移し國光の太刀を奉す後又平村に分靈し五柱の神を合祭し從者平田日向を社守と爲す

傳ふ曰く沖の神島宮は神功皇后三韓征伐の時從將の内吉備宮嶋分一連の王子御師軍の節小值賀の地に止まり給ひ薨去の際此の王子の神靈を沖の神島に奉葬せられしとて五島國主より毎年始に白米一斗搗の鏡餅を供奉し又全司官岩坪氏は國主武運長久の守及飾松等を呈するの古例廢藩の時迄盛重ありし

公は其の守本尊毘沙門天を毘沙門寺に安置し次て建久元年廟所として東光寺を建立す公若岸の折焚火を爲し飯を呈しる賞として五島全海の鮑椽を海士に與へられ海士は毎年始め鶴梅銚子土器銅鑪等を献する古例廢藩迄續きたり

公に於扇と云へる孝女あり毎年始め一斗入酒樽一荷纏節一本外に甘海苔を袋に入れ紅を附け公に献したり故を以て宇久村民の孝女の志を繼ぎ年々右の物品を國主に呈したり

(一) 公宇久居城の際風責にして島中不逞の徒七八を亡したり其舊跡島山五太夫屋敷の東方に存す遺骸火葬の所を久保墓と云ふ七人の内二人に子孫あるを以て異魂供養の爲め盛興寺を建てらる此の寺号と巨懸久保某平盛興と云ふものなるに據るとあり其孫大久保郷に渡邊某本飯真郷に中村某存在せしとも唯屋敷のみ與へられたり然るに其子孫今に繼續じ士族の部に居れり

山本村を分ち平村としたるは公の意なりと云ふ

公は建久元年八月十五日宇久島に逝く禪刹一寶東山光寺に葬る連性大居士と諡す

公は右建久元年とば公譜別録の記するところにして東光寺歴代記には建久四年とあり何れか是公なるや判し難し

(二代) 扇公 家盛公男子なく一族家臣志佐源扇氏を嫡女妙貞姫に配す公建曆二壬申年十一月十八日逝く阿念教大居士と諡す室は妙貞大姉逝年詳ならず

(三代) 太公 宇久三郎次郎義貞在世廿一年貞永元年壬辰十一月廿四日逝く情温大居士と諡す公の弟剛氏は有川の任人馬場源三郎の養子となる

(四代) 進公 宇久次郎在世十九年貞永元年壬辰統を承く五島及び唐津、志佐、相の浦、灰木、大島等屬す建長二年庚戌十一月十八日逝く阿念大居士と諡す

公の弟湛氏は松尾家の始めとなる

(五代) 號公 宇久次郎在世三十三年弘安四年辛巳五月元人來り九州を侵すの時探題某の指揮に依り軍功を顯す全五年壬午五月十五日逝く通性大居士と諡す

(六代) 披公 宇久孫次郎在世三十五年正和五年丙辰十二月三日逝く寂念大居士と諡す

(七代) 實公 宇久遠江守從五位下在世三十六年觀應二年辛卯十月十七日逝く全長大居士と諡す

公の弟建氏は正和年間家臣江孫次郎の養子となり宇久に於て二百石の地を領す其邸跡は現舞谷寺の地なりと云ふ

以上七代百九十七年間宇久島城に居住せらる

傳に曰く延元元年丙子二月足利尊氏九州に下向し菊池家を征するの時君の名代として家臣青方孫四郎高直を遣はす高直筑前の國多々良が濱に於て軍功を顯す尊氏高直の忠勳を賞し感狀及びニツ引龍の旗を賜ふ高直歸りて之を君に獻す是を以て當家ニツ引龍を紋と爲す

(八代) 覺公 宇久尾張守從五位下永徳三年癸亥宇久より岐宿に移り住す在世三十八年嘉慶二年戊辰七月六日逝く金福寺に葬る空海全木大居士と諡す

(九代) 勝公 宇久次郎伊豆守從五位下幼名松熊丸久宇に生る嘉慶二年戊辰統を承く岐宿より

福江辰の口城に移住す明徳二年辛未一字の禪刹を福江に建て清淨寺と名く應永三十年癸卯逝く月日詳ならず

公譜別錄拾遺に曰く五島とは後世一般の通稱にして往古は下五島を大值賀と云ひ宇久、小值賀を併せて小值賀と云ふ今の中通島は古名の儘而して深江とい先防より床根町迄大入江にして遠干と雖ども船泊輻輳するものへに斯く名く後深の字を福に改めたり

(十代) 基公 宇久次郎福江に生る文安四年奈留島の奈留神社を再興す全五年戊辰逝く月日詳ならず

(十一代) 備公 宇久次郎文正元年丙戌逝く月日詳ならず

(十二代) 定公 宇久次郎文明十四年壬寅逝く月日詳ならず

(十三代) 勝公 宇久次郎文龜元年辛酉逝く月日詳ならず

(十四代) 橋公 宇久次郎三郎尾張守從五位下文龜元年辛酉統を承く一字の禪刹を建て觀音寺と名く逝年詳ならず玉壺融秀大居士と諡す

(十五代) 覺公 宇久次郎三郎永正四年丁卯逝く月日詳ならず

傳に曰く青方氏嘗て小值賀西島を領す後故ありて志佐壹岐守家來末竹月春此の地を治むと雖も其器に非ざるが故に君平戸侯と其地を四分し其三を以て五島領となし其一を以て平戸

領と爲せり是を以て爾後其地を呼て二方領四箇三、四箇とす
 (十六代)園公 宇久肥前守從五位下永正四年丁卯統を承く全年君の妹婿なる玉浦納反逆す石
 田某吉田某西某之に與みし數々合戦あり君の腹心大久保日向家次夜る石田を撃ちて軍功あり平
 田某も高田村より兵を發じ吉田某を襲ふて其首を獲たり然れども逆臣納彌々募りて君に迫る是
 に於て君黒島に奔る初め家次に謂て曰く今玉浦の賊其勢強し逃るべきなし吾何れの所に轉奔ら
 ぬ汝世子と夫人とを伴ひ平戸に借居し以て時を待て復讐すべしと日向哭泣拜諾し小舟お棹さ
 兩人を保護して平戸に到る逆黨果して來り黒島を攻む是に於て君終に自盡す從士悉く之に死す
 是れ永正四年丁卯二月(或は云ふ十一月)二十六日なり全所寶泉坊君の尊骸と同寺に埋葬し山翁
 融高大居士と諡す室の松浦肥前守弘定の女にして君の生前平戸に還る
 公譜別錄拾遺に曰く玉浦納は宇久三代目太公の孫十郎傑と云へるもの玉の浦に至り近郷の土を
 集め勢漸く振ひ其後納に至り斯る反逆を起したりと云ふ事あり

大久保日向家次の傳

大久保日向家次は其先詳かならず或は云ふ宇久氏の公系より出つと或は云ふ松浦壘の土家
 より起ると

傳に曰く大久保日向家次は公族なり玉の浦の亂に幼君を守護し外にあること十五年君の吊

ひ合戦に賊を殺し死を致して恩に報ふ其遺骸は永正四年春正月五島十五代の主覺公御逝去
 其御子園公御家督の期に至りて玉浦納君に對して兵を募り逆臣の怨を顯はし一日御城に寄
 せたりければ園公則ち大久保日向に命じて是を討たしめ玉ふと雖も寡と以て衆に敵すべ
 からず家次終に敗走し城に入て戦の次第を言上するに園公ははや御生害と御心を決し家次
 に宜ひけるは我命爰に極まれり汝は此三郎と與とを誓固し一刻も早く平戸に至り此由を我
 眞弘定殿へ申すべし弘定父子は武略の人と云ひ骨肉の間捨て玉ふまじ早くくんとありけむ
 ぼ家次の曰さん候家次斯て候上は追付け賊兵を平け寶泉の下にて御目見仕るべし此上は御
 生害と涙と共に若君並に與方を誓固し夜に紛れて城中を出つ園公は如何にもして今一度
 と思召頼みある木塔兄弟を始として兵卒僅か七八騎と共に黒島として落玉ひしが御力及ば
 ず終に彼地にて御生害になり去程に寄せ手の賊兵家次が落支度を見つけこゝかしと尋ねけ
 れど家次は辛ふして城外の杉山に來りけるに幸ひ爰に大石の畝て五六人身を隠すべし所の
 ありければ家次喜ひ主従此の大石の下に墊み居たり此時三郎君は御歳三歳家次の懐にあり
 ながら高擧して睡り玉ふを不思議なれ相隨ふ郎徒共柄に手を掛け共に觀念して居たりが
 賊兵の夢にも知らず南をさして尋行くこの隙に家次下知して佐野の釣舟に打乗り汝路並に
 漕ぎ出し辛ふして小値賀の港に着きたりけり時に永正四年極月半付添ひ奉る三郎殿の御乳

母は小値賀淨善寺の女なれば家次心置なく彼の寺に於て暫く時を移し平戸にぞ赴ける家次は肥前守弘定に見へてしかくの由を述べたれば左右なく納を討取らんこともなかり難ければ先づ時を待たんとて三郎殿を別館にすへをさ糸屋宮内と云へる下方村の市人を殿の御馳走役と定め朝夕の給仕弘定はいと懇をぞ盡されけるかくて其年も暮れ又來る年暮で永正十二年といふに肥前守弘定逝去せられぬ子息興信家督の期に及びて彼家の家來どもも三郎殿を失ひ五島を奪はんと進めければ興信頭を振て聞き玉はざりけりかゝる處へ五島より兼て内應の奈留某、三郎殿へ謀狀を参らせ時分よしと告げ來るにそ日向家次大に喜ひこの由興信へ告げたりければ興信も共に善ばれ家の子大野源五郎定久を大將として兵士二百人兵船三艘に取乗り三郎殿を送て平戸を發す此事早くも五島に聞へしかを是迄玉浦へ付從隨ひし人々皆三郎殿御味方となり宇久島に出て君の御船を迎へ奉る玉浦納は兼て期しだる事されば此沙汰を聞くより身は大寶の館に在て専ら防矢の用意をなす日向家次は三郎殿の御船に先立ち大寶として押寄つ館近くなりければ家次早く陸に上り賊を切ることを知らず納が一類こゝかゝりに逃げ隠れ納は殘黨を率ひ嵯峨の島まで落延ひしが殘黨十餘人皆彼所にて死したりける納が妻は夫を奪へて磯邊まで來りしが船に乗り後れ終に愛にて自殺しぬ日向家次是を聞より怒る旨のありければかの殘兵と相戦ひ討死をぞ討けたりける

長子某も早討死と聞ゆ時に大永元年四月四日五島第一の忠臣公族大久保日向家次討死す嗟呼今日は如何なる日ぞや晏天不祐鬼神も亦無きが如し千載の下慨として唯かの英風を次すのみ

(附言)小値賀淨善寺には玉浦納亡したる後常主御一代領内配り札を許し并に琵琶一面と琴志に酬ひしと云ふ

(十七代)盛定公 宇久大和守從五位下始諱は盛貞母は松浦氏の女永正四年丁卯十二月逆臣玉浦納の亂を避けて五島を出て平戸に到る同侯市人糸屋某として之を保護せしめ又彦山の立石坊として開運を禱らしむ(立石坊毎歲五島に來り配札するは此の緣故による)大永元年辛巳三月君軍を起す大久保日向及び平戸の加勢大野源五郎定久以下數百人平戸を發して宇久に到る五島の士民之を迎へ多く君に屬す是に於て君の軍宇久島を發し玉浦と戦ひ遂に玉浦の兵を取る納逃れ又三井樂の嵯峨の島に入り遂に誅に伏す此時大久保日向父子討死し納の妻は三井樂の海津に於て自害し其の兩親は肥前深堀に遷る是に於て國中漸く平き君舊領を復す平戸に潛居せしこと十有五年にして本領に歸り先考の讎を報群臣に盟ひ統を承く君深く先考の生霊を嗟嘆し每歲七月二日觀音寺清淨寺の僧を黒島に遣はし大施餓鬼を執行せられたり君辰の口城を江川に移す天文十八年巳酉逝く月日詳ならず

(十八代)純定公 宇久淡路守從五位左衛門尉天文十八年己酉統を承く家臣奈留長門盛信反し又日の島西當麻等の逆賊ありしも悉く誅に伏す天正十四年丙戌十月二十九日逝く

(十九代)純堯公 宇久次郎三郎左衛門大輔天正十五年丁亥八月二十六日逝く

(二十代)純玄公 五島若狹守從五位下幼名次郎初め修理大夫大和守天正十五年丁亥統を承く天正十五年太閤秀吉薩州に進發するの時純玄公豐後府内に到り謁見と是に於て備前守重の太刀一腰及御朱印法度書を賜はり五島は遠境の孤島にして要害慮るべからざるが故に先づ國に還り異國防禦備のの備を爲すべしとありより因て五島に歸る

文錄元年壬辰正月秀吉陣所を肥前の國名古屋に營む是に於て材木若干を獻す全年太閤の使者渚瀬彦作五島に來りて曰く今秀吉諸將をして朝鮮國を征せしめんとす宜しく軍略を専らとして卿導を爲すべしと

全年四月宇久氏を改めて五島氏と稱し又大和守を改め若狹守に任す是れ大和亞相卿と避くるなり

文錄元年四月(朝鮮軍配には二月とあり)十二日對馬、松浦、有馬、大村、五島の總軍一萬八千八小西攝津守行長に屬して名古屋を出帆す此時に當り純玄公及家臣大濱孫右衛門玄雅太田彈正平田甚吉青方善助松尾次郎兵衛佐々木左兵衛江十郎青方新八藤原次衛門木場七郎左衛門大久保主殿

阿野久左衛門松崎徳右衛門梁瀬善兵衛玉浦源右衛門江内親丞太田新介(彈正の子)太田新左衛門神浦播磨同九郎兵衛宗與介有川善内奈置太田右衛門藤原九郎兵衛以下總兵七百人也是れ即ち一萬石の總軍賊七百人たり殘秋五千石の兵は異國防禦の備として五島に留り宇久八郎兵衛盛長之を守る朝鮮に於ては若小西の先手となり功を顯す家臣平田甚吉雅貞強弓の聞へあり是を以て行長屢々遠矢の精兵に當つと云ふ

文錄三年甲午初秋君痘瘡を病む玄雅夜夜君側を離れず玄雅の腹心鳥山與四右衛門勝の調宰たり藥膳を調理し又君側を退かず然るに眞醫良劑更に効なく文錄三年甲午七月廿八日君終に逝く壽三十三酒を以て尊骸を瀕し以て五島に謫送し福江大圓寺に葬る子峯源師大居士と諡す

傳に曰く君の遽に病む諸臣頗る疑ひありと雖も當家の大事測り難く是を以て平田甚吉青方善助等精忠の志を抱き是非を論せず乃ち遺書を以て之を小西に捧ぐ行長之を聞き君の勤功空しからんことを惜み直に之を亞相卿及三奉行等に執奏し然る後行長曰く若し名古屋の命を持たば遠程の往復家督遲滞して家臣等堪へべからざることを恐る故に若狹守の遺願に任せん若狹守の遺蹟なる家臣大濱孫右衛門玄雅は純玄の伯父たり之と相續すべしと玄雅再拜固辭して曰く不肖嚮に父兄の意に遊んで退て長崎に在ること數年嶋津殿の愛に因て還ることを得たり本領の士庶之を知らざるものかし是を以て之を辭すと行長之を聞き平田甚吉

雅貞を召し玄雅の言を以てす雅貞曰く今小西殿の命又玄雅の固辭各々理あり然れども兩然なる能はず我れ不敏を以て之を考ふるに純玄の血族に宇久八郎兵衛盛長なる者あり異國防禦の爲に五島にあり盛長は一男子あり兵部と稱す今茲に僅に二歳なりと雖ども若し兵部と以て盟て玄雅の養子と爲さば則五島の士庶異心あるべからず是に於て行長之を許諾し再び奏達して玄雅及び雅貞以下在朝鮮の群臣を召て曰く若狹守の遺蹟之を玄雅に賜ふ又盛長の男兵部を以て豫め玄雅の養子と爲す是に於て衆咸拜伏陣中漸く平なり

是より先天正十四年丙戌冬大濱孫右衛門玄雅と大坂に遣はし秀吉に豊臣姓の勅許及び關白に轉任を賀す其歸路玄雅伊勢の兩宮を拜し又泉州堺に遊ひ小西立佐の家に在るとき小西行長亦其宅にあり是に於て兩人交りを終ふ

室は松浦式部卿法印鐵信の養女(實は西郷壹岐守尚純の女)

傳に曰く純玄公の尊骸を酒に瀾して朝鮮より至るや夫人三び其酒を飲みて暇を長臣等と告げ平戸に還る其終りを詳がにせず

(二十一代)玄雅公 五島淡路守從五位下豐臣姓を賜ふ初め左衛門守、左衛門大夫、孫右衛門慶長十七年壬子三月逝く壽六十五歳

傳に曰く玄雅公朝鮮に在るの日鴨津侯と盟て隣好を厚ふし軍事及び雜事と雖も必ず相與に

議と是を以て今に至るも薩州五島來往相親ひ

(二十二代)盛利公 五島淡路守從五位下宇久八郎兵衛盛長の長男あり元和三年丁巳九月四日秀忠公一萬五千百三拾石の御朱印を賜ひ石田城を福江に築く唐津の城主寺澤志摩守廣高氏の繩張にして寛永十五年寅年功を竣り翌十六卯正月元日群臣を集め新玉の祝宴を開き諸士の席順を正し主席頭に七里善喜次に糸柳權之丞木場半兵衛客位に松尾七郎右衛門奈苗利右衛門江三郎左工門有川善内大久保勘左衛門木村三郎左衛門紙上式右衛門太田貞右衛門藤原利右衛門白濱久右衛門佐々野五郎右衛門等順席を立られたり此他勳功の臣枚擧するに遑わらず

寛永十六年正月五日舊例なる月始めの式を此の新城に於て執行す全十九年正月逝く壽五十歳

傳に曰く慶長十九年甲寅八月十五日江川城焼亡す爲に家盛公以來の古文筆書配歷代の重寶悉く灰燼となる此日當直木場半兵衛也盛利の父君玄雅公慶長十七年逝く盛利公其以前より江戸に在り是に於て大濱主水等黨を結び藩中穩ならず右の火災ありしと云ふ主水は初め島山と稱へたるものにて大濱氏の家督を繼ぎ盛利公の妹婿ありしに拘はらず一難題を企て元和元年公訴に及ふと云ふ

(二十三代)盛次公 五島孫次郎明曆元年乙未十月九日逝く壽三十歳

傳に曰く坪内角右衛門及堀、新井、大林の諸士家臣となる

(二十四代)盛勝公 五島淡路守從五位下正保二年乙酉江戶に生る明暦元年乙未十二月十九日
統と承く公幼稚の折伯父民部盛清後見となり萬治二年己亥後見を辭す

寛文四年甲辰七月十日本知一萬五千百三十石の内三千石を盛清に分與し老臣今利與三兵衛玉浦
彌一兵衛桂守兵衛以下請十五分の一を贈從せしめ鄉村二十箇所を附し富江に居らしむ

傳に曰く明暦二年一家中の知行高を人數を改めらるる十百八十一人知行高八千九百九十八

石五斗松尾七郎右衛門四百石七里在太郎三百五十石系柳權之丞三百木場半兵衛三百石田尾

藤兵衛三百石井上勘兵衛三百石貞方四郎兵衛貳百三十石貞方勝右衛門二百二十石大久保八

郎左右衛門二百十石木場三郎左右衛門二百石奈置利右衛門二百石菅沼玄菟二百石高瀬助左

衛門二百石其以下百石取十八人以下六十石五十石三十石二十石十石八石五石等なり

(二十五代)盛暢公 五島佐渡守飛騨守從五位下貞享二年丙子七里勘兵衛守久押役に任せらる

元祿四年辛未六月二十二日逝く壽三十歳

公譜別錄拾遺に曰く元祿二年二月十二日有川、魚目公事落着す此事たるや富江分地以來寛

永二年に至り争論起り全四年卯四月有川大庄屋江口甚右衛門と始末貞右衛門與三兵衛角右

衛門魚目庄屋川崎傳右衛門加徳宅太夫其外等出府の上凡と三ヶ年間争論の次第言上り及び

元祿二年巳二月十二日裁決せらる其文略す然るに元祿三年又魚目より再辨す其判決文に曰

肥前國松浦郡五島領有川村と魚目村の争論去る巳の二月裁許せられ磯邊と地付次第沖は可

爲入會旨繪圖裡書下置所に魚目村の者申越沖と有之候者安中島の外海の義磯邊者海漁小磯

之義と心得候旨於彼地及異論之由申立右存違候体は申成畢竟不用裁許爲不届に付魚目庄屋

と雖とも合能合同村百姓等類依致訴訟庄屋出籠の上段々誤候旨申立付令免許畢向後彌守先

天下裁許之旨陸は赤の瀬を限り磯は地付次第沖は入海の内も可爲入會勿論双方互不可磯邊之妨

於及再犯者可處廢科右魚目村百姓より申渡候條有川村の者も永可守此旨者也

元祿三年五月

公義役員拾壹名の加判也

裁許の如く沖は入會地は持々とするも沖合海境なき限り争論盡る時なしとて双方浦人共限

元祿三年十二月廿八日魚目村の赤の瀬より竹の子島の白岩見渡し白岩より沖の瀬子瀬見渡

し瀬子瀬より平戸領生月の馬頭見渡しにして夫より東南は有川領北西は魚目領と海境定め

たりと云ふ

(二十六代)盛住公 五島大和守近江守從五位下元祿九年丙子四月十八日福江築島と辨財天

を親請す享保十九年甲寅八月六日逝く壽四十九歳

傳に曰く大濱主水の論元和元年より起り元祿十一年迄八十餘年を経田中寛文五巳年主水江

戸に於て卒し其子彦右衛門の代元禄十一年八月四日裁許彦右衛門は五島家の家來に相逢なし在所五島に連れ歸り召仕べしと公義大目付安藤筑後守殿より命わり彼の家族共に五島に下り先給地を召上げ更に職米を以て二百八石の知行を與へらる彼れ企での原因は廿三代盛利公の時江戸屋敷に召置き彼れ兄宇右衛門其當時勘當を蒙り入牢して江戸に在り弟主水と特よ共謀し盛勝公の養父淡路守嶋腹千鶴男を取立て五島主と爲す企に出で二百八石の知行を食ひと雖も大義を辨せず終に江戸屋敷を立退き先に五島藩を煽動して味方を募り數十年の公裁を仰ぎたり時の家老貞方四郎兵衛之に關し勤勞抄からず其實として八十石加増元商合せ三百石となる

(二十七代)盛道公 五島大和守淡路守從五位下享保十九年甲寅二月六日宇久東光寺燒失す元文五庚辛年七月廿三日福江丸木町に若宮大明神を安置す安永九年庚子四月二十日逝く壽七十年寛保元年辛酉四月十五日福江八幡宮に北の島居を建立す延享元年甲子年五月廿九日宇久毘沙門寺護摩堂燒失す寶曆年間宇久黒瀬漸取合の争論あり宇久地理の部に記し茲に之を略す

(二十八代)盛運公 五島大和守近江守從五位下文化六年己巳五月九日逝く壽五十五歳

(二十九代)盛繁公 五島大和守、彈正少弼、從五位下、幼名繁千賀、致仕後玄番頭、文化六年己巳七月三十日統を承く文政八年春正月家盛公の尊靈を宇久より福江に迎へ城南城山の地に城山神社を建て之を崇敬し九月十五日を祭日に定めらる慶應元年乙丑四月十九日江戸に逝く壽七十歳

三歳

(三十代)盛成公 五島左衛門尉、大和守、從五位下正六位、從四位、嘉永二年己酉七月十五日福江城廓建築の台命あり文久三年六月竣功す明治廿二年丑四月十六日逝く壽七十三歳

(三十一代)盛徳公 五島近江守、飛彈守從五位下文久四年甲子正月廿九日 天願拜賜天蓋下賜全年五月十五日全上慶應元年乙丑十一月清和源氏の盾を爲す明治三年三月松田頼匡田口豐規等近藤姓を正副隊長とし一小隊を東上せしめ赤坂と藩護す蓋し戊辛の役藩政多事出兵の難なきを以て公深く之を懐みとし特に勤王の誠意を内奏する所あり朝廷之を嘉納せられ赤坂警備の特命ありしと云ふ明治四年全國一般廢藩となり歸京す

是より先き王政一新の際分家富江に於ても本家と同格たらんとする企てあり是が爲り本分家の間難執を生し遂に干戈相見へんとするに至りたるも幸にして事平穩に歸することを得後幾許もならずして藩政改革の時に至り城下の士族概稱有志、正義、の二黨に分離し軋轢の極殆んど兵刃を見んとするに際し當時藩政改革顧問として薩藩より來れる本田、根占、の兩人其間に周旋し漸く之を和解するに至れり蓋し兩黨の旨趣とするところは何れも善美の政治を希望したる外ならずと雖とも其見るところ同しからず且緩急其度を異にしたるに由れり黨派の因縁に就きては

聊か慮る所あり之を略す

明治八年亥十一月十一日逝く壽三十八歳

(三十二代)盛主公 五島源次郎、從五位、正五位、明治九年一月十二日統を承く全十六年七

月 龍顔を拜し天盃を賜はる全十七年七月子爵に叙せらる全廿六年七月東京專門學校政治學科卒業全年十一月廿八日腸窒扶斯病の爲め東京牛込區若松町の自邸に逝く壽廿五歳七ヶ月

(三十三代)盛光公 子爵、從五位、幼名寛三郎越後國新發田の舊主溝口直博公の五男にして明治廿七年一月十一日統を承く目下東京に於て修學中

○五島の發端

五島といふ五ツの島を云ふ第一宇久島第二中通り島は東島、有川、魚目を始め其他を云ふ第三西島は日島若松島を始め其他を云ふ第四奈留島は泊浦、夏井、大串を始め其他を云ふ第五福江島は崎山、大濱、本山、岐宿、三井樂、玉の浦、富江、其他を云ふ(一説に宇久、中通り、奈留、久賀、福江の五ヶ島を五島と云ふ)之に屬する島數は實に四十八島にして其他の小なるものは枚舉するに遑むらば領主十九代純堯公迄は宇久姓(武藏宇久本國と記す)なりしが二十代純玄公朝鮮征伐の支祿元年に至り始めて五島姓に改む

○五島城の沿革

始祖家盛公宇久島に城を築き文治三年より永徳三年に至る七代實公迄百九十七年間之に住居し九代勝公嘉慶二年福江辰の口城を築き十七代盛定公大永六年江川城を築き二十二代盛利公寛永十六年石田城を築き後二百十二年嘉永二年盛成公大に其規模を擴張して新築の工を起し文久二年六月功を竣へ爾來僅に二十四年を経て明治四年七月全國一般廢藩の天命あり城地は陸軍省の所屬となす

○藩政一斑

薩治を幕府政と一般專制を主とし官民隔絶甚しく官は専ら秘密を旨とし事細大必ふく漏れざるを志すを勉め偶々口にする者ある時は順次詰問し役人は職を放ち衆庶は刑法に問ひ罪する例規あり權柄あり藩閥家祿の多寡により着席の順序正しく又大馬回、小馬回、中小姓等の階級あり式日祭日等も鎗、狹箱、若徒、草履取を率具し威儀堂々遊りを拂ひ家老其他重立つ役員等は非役士族殊に一般公衆を蔑視すること奴隸の如く途中行き途よ時は雨雪の別なく下駄を外し土下座(足と地に仰し兩手をうつ)の獻禮するを常とし隨て村々小役人に至る迄相應の威權を有したり

○職名及格式

城代は四百石松尾氏の家格なり次に家老、用人、寺社奉行、大目付、禮奉行、船奉行、薪奉行、町奉行、納戸、大手代、目付、代官、小姓、徒士目付、小屋奉行、山奉行、船頭、坊主、料理

入、新小人、仲間、草履取の二十餘種なり
 格式は番頭、物頭、大馬回、小馬回、徒士頭、中小姓、(此の種は鎗以上) 徒士、新徒士、給人、
 郷士(以上は士) 庄屋同格、乙名同格、棟梁同格、(諸職工の) 等にして是等の階級を設けるは
 勤効或は金獻の爲め賞與の具たりしなり

○職制及服制

城代は代々一等の地位を占め一種特別の家柄にして國主參勤江戸留守に代理し或は家老の職を
 兼ることあり

家老凡そ五六名の常員にして國主大権の下に屬し藩政を掌とり御用所と稱ふる事務局を殿中に
 設け日勤時間は舊四つ時(今の午前) 登城し八つ時(今の午後) 頃の下城なり其重役は幼君の府役
 或は御勝手方と云ふ責任を負ふことあり平常月番と立て一ヶ月毎に當務を擔當し國主參勤の時
 は交番にて隨行す若し新徒士以上の藩士刑に觸るゝことある時は月番自宅支關の間に於て係り
 員立會の上刑法を執行する慣例なり
 中老は家老見習ひの役にして定員なし
 御用人凡五六名は殿中に一局を設け國主と役員との中間に立ち君主の便を謀り或は職許元締兼
 任を負ふもあり君主參勤の時は交番に隨行す

寺社奉行兼大目付二名殿中に一局を設け社寺を監督し宗門改め及び給附として年一回苑内拾
 二掛(上五島は宇久、有川、岩瀬浦、若松、日ノ島、奈留島)と巡回し切支丹宗旨嚴禁の制度を公
 衆に示し且つ刑事を擔任し宗門に就ては公義御用と威張り腐員及び卒數名を率ひ到る所宿所に
 は幕打廻し高張三つ道具等飾り置き頗る權柄を有たり

御藏奉行凡そ五六名城内に別局を設け會計一切を所理し月番を立て事務を擔任し君主參勤の節
 は交番にて隨行し或は大坂在番凡そ三年詰等の勤めなり

御船奉行凡そ三名船業より兼務し領内の船舶を監督し君主參勤毎に船將の事務を掌とる

町奉行凡そ三名福江町一般を支配す

御納戸凡そ三名國主の内務を整理し參勤毎に交番隨行す

大手代二名藏奉行の附屬員なり

御目代七名殿中に一局を設け諸事上達下通及刑法を掌とり當番を定めて事務を擔當し當日の用
 件を記録して後日の参考と爲す

前記寺社奉行大目付藏奉行目付等の役々は政務の劇職なりと雖とも概ね口陳の事務にして
 惟當番の記録を以て將來の鑑とするの慣例なり

代官は領内十二掛りに各々一人を置き下代庄屋等の村役人を付屬し一切の事務を掌とらしむ

御小姓凡七八名及御坊主六七名は國主の内務に手足たり

御徒士百付凡七八名は國主他出毎に隨行す
御小座奉行三四名と國主の乗船其他土木工事營繕及ひ諸職工の長官たる事務を掌とる
山奉行凡三四名と山林牛馬の牧場等公私の別なく監督を嚴にし四五寸回り以上の成木は総て調査簿に於て代木毎に之を取直し亂伐を禁じたり
御船頭凡三四名は國主乗船毎に交番船長となる

料理人凡三四名は晝夜交番に新小人と共に國主の臺所に詰り膳部を整理す
仲間七八名は國主出馬毎に口取或は常馬を飼養す

櫛取八九名は藏許に交番日勤し穀物一切を度量す
直履取凡三四名は國主他出毎に従僕す

右の外格式に屬する職務を舉れを左の如し
番頭凡三三名は藩士の長にして軍事を掌とる
物頭凡二三名は足輕大將にして全しく軍事を掌とる

中小姓は自數定りなく寺社に國主の代參を勤む
御徒士頭二名は徒士以下郷士の家督相續或は結婚等の取締を總括す

服制は年始禮式に中小姓以上素袍烏帽子或は長上下を用ひ家老は常に次肩衣を着け而して徒士以下は空りては絹服夏羽織等を許さず足袋は十月亥の日より翌年三月二日迄を期とし病用認可を得るの外常に用ゆることを得ず

藩に於ける服制の要領此の如し然るに今や百姓町人と雖ども其身代は應し勝手なる美服を爲すを得るに至りたるは全く聖恩の難有に因るものなり然りと雖ども餘り御恩に於ては身分不相當の衣服と着くるは身代を毀つ端となるべく又假令ひ相當の身代にても若年の輩にして格別の寒さにあらざる時と雖とも首巻を用ひ手袋を着くるか如きは却りて身体を虚弱ならしむるに至らん

○文學の要畧

二十八代盛運公天明年間永富數馬を長州より聘し城廓二の丸に至善堂と名くる教授場を設け専ら士族の子弟を教育し次て廿九代盛繁公新に聖廟を營み學舎を建て育英館と改稱す三十代盛成公に至り安政年間城廓築造の際小松原(今の裁判所地)に移したり當時教授松園鼎氏助教久保忠助氏にして生徒は朝六つ時(今の六時)より全五つ半(今の九時)に至る間讀書講義等を習ひ七部書(七部書とは孝經、大學、中庸、論語、孟子、詩經、書經なり)讀み了るを以て一免許とせり此の免許試験にて家老大目付等階席十七部の書悉皆無点本を備へ教授の面前に於て其指す所より述に

讀み下すを優等とし之に窮すると下等或は落第となしたり學館は通例五つ半に過ぎ四つ時(今の十時)より教授、助教ある兩先生の自宅に至り尙讀書講義習字詩文等を學びたり今其讀方教授の方法を記すれば生徒出席の順を正し學力に應し一人別凡そ數行又は數枚宛四五度付け讀みするを常とせり教授、助教の外讀師權句讀師あり又七部書卒業生の内より監事生、耳目生の助手數名を置き以て幼年の子弟を教授せしめ領主概ね一年に三四回上覽して頗る獎勵と極め或は灌費を以て勤學生を他國に出し且毎年正月三日の讀み初めに前年中能く出精したる生徒に東一本(半紙一束と扇子一本なり)の賞品を與へたり

明治三年藩藩の土田原氏等を聘し大に學則を改め寄宿舎を建築し三輪凌雲を學頭とし手島千速、梁瀬廣配等を教授、助教授とし外に得業生數名を置き皇漢籍の外洋算の二科を交へ以て數多の書生を養成し且つ岐宿、三井樂、玉ノ浦、若松、有川、宇久の六ヶ所に郷校を設け大に文學を振作したるも翌年學館廢失幾許もなく長崎に合縣遂に以上の學校を廢し更に明治六年の學制に基づける新教育を施かるゝに至れり

○武備の大要

武藝に於ては弓術家に田尾氏あり砲術家に中村、又野の二氏あり劍道柔術等に増田氏、山下氏及び大林氏等の名家前後輩出し圍藩の士卒概之を修め藩主時を定めて臨檢し大に獎勵を加へ而して又福江村の内なる加子町、石山、松尾氏邸内八幡先の四箇所に臺場を築き福江村鬼嶽、三井樂村柏、卒村城山、玉ノ浦村大瀬、奈留島村水精嶽、富江村部崎、岐宿村崎野奈尾尾村福見、青方村曾根、大濱村黃島、有川村信栖の十一所に遠見番所を設けて國防に備へ爾來王政一新天下の形勢一變するに及び藩藩より木原外二氏を聘し城下士族の外更に郷士を召集して大隊を組織し英式訓練を爲さしめ大に武備を振ふに至りたるも幾許ならず廢藩置縣に際し之を解き其兵器彈藥等は陸軍省に上納したり

○藩政改革後の經歷

明治元年藩政改革に際し君主の内政に屬せざる表役人即ち家老以下の諸役名を廢し藩知事の下に執政、參政等を置き後之を廢し大參事權大參事少參事權少參事大屬權大屬少屬權少屬及び正(從前の代官現今の村長なり)等の諸役員を置き門地門閥を拘はらず人才を登用したり明治四年七月十四日福江藩廢せられ福江縣となり全四年十一月十四日長崎に合縣後當分福江山張所なるものを鹽塚と置かれ大小區の制を施し區戸長を置かるゝに至り佐々野勝衛氏第廿八大區福江區長となり明治十一年十二月郡區改正の際更に南松浦郡長に任じ學校病院等維持の基礎を立て多年郡務に盡力せし明治十五年舊地(福江士族元の知行地を其所有地たらしめんとするの請願)起るゝ及び議會はざるが爲め士族を黨を生し明治十五年六月壹岐石田郡長難波安積氏と交代し十八年四月難波氏非職となり廢

本願慶氏之に代り廿六年十月藤本氏非職とな。温美力彌太氏之に代り廿七年二月温美氏南商來
郡長に轉し現任下河邊允美氏之に代りなり

○五島南松浦郡に屬する分各村風土物産

〔藤江村〕は舊君の城下にして五島にありて第一の都會なり從前士族の面々は公務に従事するの
傍ら能く文武兩道を勵みたり是れ素と當然の事なるべしと雖も時の制度戸主死して相続者た
るべき者文武中一能免許ふき時は之を得る迄祿百石以上は給地を半減し百石以下は其四分一を
減するの獎勵法ありたるに因るなり一、二、三、番町は元足輕組の住所なり公務と農業との間
際武藝を學び頗る勇氣を養成せり維新の際士族に編入せらる小人町も是に全し新小人町は君主
の臺所料理獻立法式等を研究し職人町は諸職工を營み市中は萬物を販賣し就中酒屋町は各町の
一等に位し左右戸毎に貨物を陳列し又酒造家數軒あり船舶の出入は川口番所諸役人に届け旅人
宿船問屋を營ひの主に濱の町通りとす其他數町の事は之を略し君主の乗船する船頭の住所を加
子町と云ふ後御船許と改む丸木町は加子町の東岸なり昔し筑前浦賀の漁民魚ノ目に來り漁業を
營ぎ過て此地に來り漁業中不思議にも阿彌陀佛一体を海中より引揚げたるに依り之を崇拜し漁
獲を祈りしに靈驗著しければ漁民擧て觀を盡し觀極まり扇を以て踊り始めたるにより之を例と
じて久しく其踊を續けたるも天保九年に之を止め佛像は淨土宗念寺の本尊とあし今千三百餘

此の檀家にて之を崇敬す禪宗觀音寺は唯從前に異ならず然るに家中の大家は概ね表體を來し
町家繁榮極まり家中市中の區尙繁れ士族の邸宅は往々町家の支店とあり本店と變し就中犬の馬
場通りは二面目を改め又外廓小松原及大久保家の跡には大なる裁判所を設けし大林家の跡高等
小學校となり鹽塚跡監獄所となり七里家邸郡役所眞方四郎兵衛氏の跡警察署眞方堅吉氏邸病院
廣小路高木家邸尋常小學校となりたる等故擧するに遑あらず而して茲に著しき近代の富家は松
園、中村、田中等の諸氏にして中村氏は維新の際鎮川の地を開墾し酒造を始め結果宜しきを得即
今地價壹萬有餘圓の地所及家屋數棟を有すと云ふ又町家に於て累代五島一等の金満家と稱する
は酒屋町の中央に住む川野屋某なり

三尾野郷は農を業とし小麥大豆唐豆等を出す藩政の時郷の中央に庄屋あり其座敷は刑罪人調所
にして水利あり禪宗大圓寺は君主累代の廟所にして大寺あり境内一帶の杉林は古木最も多く鬱
蒼として大圓寺川に臨み領内第一の杉材なりしが惜らくは數年前悉く之を伐採して木に境内の
風致を損し今は惟其斷根と小杉の挿し苗とを存するのみ

山崎郷字辰の口は九代勝公一城を築き後十七代盛定公江川城に移りたるも舊城跡の故を以て農
民の外家中の又者或は諸職工茲に住居す郷内の石神イシカミの永正中玉浦遊賊録起の時大久保日向三藏
の幼君を抱き此の岩影に隠れ終に開運ありしを以て石神と崇敬せしと云ふ其近傍に眞宗善教寺

あり住吉神社あり

三

五社郷は農を業とし五社神社は千百九十四年前創建せしものにて各神社中尤古しと云ふ
大津郷は海に濱するが故に小麦、唐豆、大豆等の外於胡、干和布、海鹿尾、藻の類を出し又箱
み漁鹽の利あり八幡宮は舊君と始め福江一般の産土神應天皇と奉祀する一大社にて北の島居
は廿七代盛道公寛保三年辛酉四月十五日に建立せられたり本社近傍に天満神社あり

籠淵郷松山郷大荒郷木場郷の間に散在せる西來院、吉久木、小田、寺山、杉の外、中野等の地
は田畑多く婦人は常に木綿縮を織り之を販賣す

戸樂は鮑を以て著名なる所に於て茲に住居する海士の従前君主の御業採りに従事しより
榮螺島と福江の東海一里餘に在りて南北廿五町三十二間東西三町五十五間従前は松林なり君主
より山羊を放ちて飼養せしが今は樹木少く且一頭の山羊をも見ざるに至れり

(奥浦村)は明治十八年福江村の内奥浦、戸岐、平藏の三郷を分割して一村となりたる所にして其
奥浦郷は農民多く眞言宗永林寺あり郷中薪を出すこと少からず樺の浦は鯛、鰯、鰯、及び於胡
等を出す戸岐郷は海水深く陸地に侵入し自然漁業に便なるが故に鰯網、よいとこさ網、其他漁
事を營む者多く而して又鰯、於胡、薪等を出す

平藏郷は昔時人口少かりしもへ文化年間領主より大村侯へ居付數百人を乞ひ受けし所にして農
民多く茶及び菜類を早作して之を販賣す此の地を居付と稱す而して六方と農の側ら白灰を出す

(崎山村)上崎山、下崎山、向、長手の四郷あり、鰯網代を控へ又干和布、海鹿尾、唐豆、麥
、大根、粟、大豆等を産し近年又多量の火山灰を出す然れとも水田、樹木に乏し依て雜穀を以
て岐宿村山内郷の米及薪と交易す鹽津神社は天文十九年宇久淡路守の建立なり婦人は布又は木
綿を織り之を販賣す禪宗通福寺なり長手郷の鰯網代は従來旅人に托し所を潤すこと少からず赤
島は南方にあり薪水に乏しけれども漁業に便にして又於胡、天草、寒海苔、菊海苔、もづき等
を出す

(大濱村)は農業を主とし雜穀、唐豆、苺等を産し就中苺は地味に適し頗る高評を得たり其他小
鯛、小肴、車海老、於胡、和布等を産し又従前より酒造吐司を出すこと少からず近年村の西ふ
る翁頭山腹に蠟石を産出し石筆を出すこと少からず氏神大濱神社は明治十一年五月波の平行安
の銘劔を神體として安置すと云ふ眞言宗來迎院あり

黄島は崎山村の赤島と駢ひて人家あるも樹木少く薪水に乏し故に常々天水を蓄ふ此の近海漁獲
の利少からず捕鯨網代は勢美鯨を主とする所なるが近年遊鯨少きにより時々中止すと云ふ黄島
神社は應永廿九年の建立にして其神体は觀音を壺に入れたるものなりしが或時馬に蹴破らるた
り土人は右馬の所爲を惡むによるか馬を忌み小兒の衣類さへ馬の給を嫌ふと云ふは奇談なり島

三

の背面ふ入口一丈餘の大穴あり與行六十餘丈其奥に神祠あり中間六七尺に過ぎざる這入所あるも容易に登拜することを得祠の背面も通して小穴ありと云ふ眞言宗延命寺あり

大濱村の坤位四十里を隔て女島男島の二島あり右ふるを男島と云ひ左なるを女島と云ふはなかり、ふが、島等の小島あり(女島諸島は玉ノ浦村大瀬崎より實測四十マイルありと云ふ)森林繁樹鬱生し又山歸來を産す全島人家なく富江村小島其他の漁夫納屋を設け時を定めて出稼す鱈、鯨其他の漁業頗る多く舊藩の時にハ漁額調査の爲め平戸詰前の足繩を撰出派遣し税金を收入するの例なりし近世其近海に珊瑚を發見し所得少からず

(本山村)には吉田、高田、堤、野々切の各郷あり住民は農を専らとし米及雜穀の外唐豆、大豆を産し就中吉田の牛旁は其名尤高し吉田の西ハ眞言宗明星院あり元君主の祈願所にして一方の大寺なり鷹の巢、平山、鎌田、瀬戸、大谷、白井、猪掛の各所は半ハ居付人の住所にして農業を主とし又山採斧切の手練者多し、

野々切郷は農民怠惰の傾きあるが爲め概ね窮弊すと云ふと雖とも又小麦、唐豆、大豆等を産出す(岐宿村)は千有餘戸の大村にして土農工商あり米穀の外於胡、和布、海鹿尾、雲丹、白魚、石花菜、海鼠、鮎、薪等を産出と宇久八代目豊公嘉慶二年戊辰の七月六日此の地に近く禪宗金福寺に葬る空海全居士と諡す氏神若立神社ハ千七百十六年前延暦二十三年空海僧入唐の時白石

港に寄港の際同僧の勸請に係ると云ふ空海は即ち弘法大師なり茲に有明なる西村氏と五島第一なる赤瀬(三井樂村)の鮪網代代々營業にして概ね年々大漁其收穫は一般の知る所なり隨て村内を潤すこと少からず白石、河原、は農の傍白魚、石花菜、海苔を産出し水の浦、楠原、唐船の浦、河霧の各所は過半居付人にして農を主とし薪、椿實、海老等を販賣す

松山、中嶽、二本楠の三郷は寛政年間の移殖にして水田尤多く又薪木炭を出し婦人は繩、炭俵等を製し之を販賣す姫島は岐宿村の西北に屹立する一小島にして人家あり概ね開墾せしと雖ども此の地蜈蚣多しと云ふ

(三井樂村)濱の畔郷は粟、麥、大豆、唐豆、於胡、天草、和布、海鹿尾を販賣す郷の北正山の前海なる赤瀬の鮪網代は岐宿村の部に記するが如く西村氏の營業にして年々の漁獲土地の賑ひ大方ならず又郷内小魚網、鰹網、鯨網、鮪網、鯨網等數帖あり或る時は海豚、鯨など鮪網に遊き込み之を捕獲する際には人の山を爲し勇氣凛々其隣に響き頗る雜沓を極む高崎は鮪網代二ヶ所鮪網鰹網其名高く黒魚網も漁獲多しと云ふ

嶽郷柏郷は大豆、小麦、唐豆、粟、綿を販賣す而して柏郷は鰹網の漁業あり淵の元、丑の浦、挾間、貝津の各所大豆、小麦、唐豆、綿、於胡、天草、海鹿尾等を産し貝津、濱畔の海岸雞冠草の流着多し貝津の姫寄と云ふは大永元年四月四日遊臣玉浦納征伐の時其妻の自害したる所なる

に依り斯く名づけたり

三

嵯峨島は村の西端に屹立したる孤島にして周囲二里餘水田ふく麥芋等を作るに過ぎざるの土地なれども鱈、鰈、鰯網等を出す者あり又鯛、小鯛、防風、天南星の上等品を産出す此の地藩政の時重罪人を配したる所にして昔時にありては逆臣玉浦納の落ち來りて自盡せし所なり

嵯峨島の西北に高麗曾根と稱する暗礁あり是は古昔高麗島と稱へ青方某の所領なり一に沈没して曾根となりたるが故に斯く名くと云ふ曾て釣り舟あり此の曾根に於て鐵瓶を釣揚げたりと果して然らば昔時高麗島なるものありたるは疑ひなかるべし桑田變して海となるとは趣旨にあらざるなり

三井樂村の土地は大豆に適せずとて従前之を植へたる者なかりしが藩政の時代官樂瀬友八氏百方獎勵して舊慣を破らしめたるに收穫少からず爾來年々之を増植し今に至りては全村是れが爲め莫本の利益を得ると云ふ五島各村中今日に於て或は三井樂村の大豆に於けるが如きものあるやも保すべからず果して之れありとせば宜しく樂瀬氏を學ぶべきなり

(玉ノ浦村)は一大良港を控へ鮪網代數十個所あり今其主なるものを擧ぐれば井持、戸持、切、別當木、立谷、小浦、雁泊、萩浦、淺切、黒小浦、晝寝ヶ浦、黒瀬、鐵龜崎、布浦、山ノ浦等にして鮪の外小魚の漁獲少からず而して海鼠、貝、鰻、於胡、薪、椿實、松材の産出多く又毎年薩州、天草の釣船數十艘來りて頗る雜沓を極む當所の於胡は大坂高評の山三印を以て一等を占む氏神白鳥神社は千七十六年前延暦二十三年最澄僧入唐の時寄航し十一面觀音をも安置せしに御一新神佛區別の際日本武尊のみを奉祀す淨土宗西方寺あり逆臣玉浦納の城址ありと云ふ浦の西端水瀬崎には明治十三年に第一等燈臺(鐵造圓形回轉白色にして半分時毎に一閃光を發す)を設置せられたり此地を龍尾崎とも稱す蓋し我國の形は龍の如くして大瀬崎は其尾に當るを以てなり

井持浦、立谷、小浦、頓泊の各所は半は居付人にして農業の傍ら筥を編み販賣す荒川郷は田地あり又多く薪を出す丹奈は昔時逆臣玉浦納等數人の首を洒したる所なりと云ふ

中須、小川、幾久山、上の平、は田地あり薪を出し猪、鹿、獵銃の術を得たる者多し幾久山は昔時宇久善助盛重公茲に封せられ文祿四年乙未十二月十二日逝き禪宗天福寺の開祖となると云ふ

大寶郷は農を業とし薪、椿實、於胡等を出し近代又粘土を出す真言宗大寶寺あり西の高野山と仰き諸國願禮人等參詣絶へ間なし當寺は千百七十餘年前大寶年中の建立にして閻浮檀金の靈佛觀音を安置し四方之を信仰す該寺の本堂裡に髮入と云ふ大髮あり昔時より衆人産髮、臍の緒を入れ小石を以て押となり幾百を重ねるも髮に滿つることなしと予も實際を見たるに髮の上部凡

三

そ二三合を餘せり奇と云ふべきなり

(富江村)は寛文四年甲辰七月十日氏部盛清公三千石分與せられ代々居住したる一都會にして土農工商あり穀物類の外海老、鰯、鯛、鱈、小魚及數多の海草類を産出し就中鰯の子は最も著名なり眞言宗妙泉寺禪宗瑞雲寺淨土宗寶相寺等あり富江神社あり字部崎の中央に洞穴あり東向して遠く海底に抵ると云ふ

黒瀬郷の漁業を主とし傍ら農業を營む丸子琴石、太田は農業を専らとするの地にして総稱長嶺郷と云ふ

田尾郷は大濱村に接する所にして陶土を以て名あり

黒島は農業を勵み傍ら宮を編す販賣す又鰯其他の漁業あり婦人は能く網芋を製し海土は能く漁事を勉む

(樺島村)は福江を距る四里元富江領にして島の長さ一里廿町十四間巾八丁三十五間本竈、伊福貴の二郷あり鮪網代數ヶ所を控へ諸漁業に關する産出多し有名なる酒造家桑原氏あり此の地山芋の名産あり

(久賀島村)は久賀、猪木、峽、田の浦の四差あり住民概ね農業を主とす山林多く又水田あり新は福江及赤島黃島等に販賣す猪及び鹿の獵師多く折紙神社禪宗禪海寺あり小石流浦は鮪、鱈、

鰻其他漁業に富み又於胡、天草、椿實等を出す田の浦と與浦村との間海上僅か一里なきも潮流激しくして渡海甚だ危險なり之を田の浦瀬戸と云ふ

(奈留島村)は漁業を主とし其傍ら鰻、鰯、其他の漁業を營み又薪を出す鳴神社は文安丁卯年宇久甚公再興後弘治三丁己年宇久純定公之を建築したり淨土宗教永寺あり水晶嶽にハ小形の水晶(雙子形を交へ)あり奈留島より日の島渡し其間一里に過ぎざと雖も風根により激浪甚し名けて瀬河良の瀬戸と云ふ

(日之島村)は日の島、有福島、漁生島及び若松島の西神の浦、間伏等を包括して鮪網代數ヶ所あり鰯、鯛、鰻其他の漁事多けれども發物に乏し日の島神社あり神護寺あり

(若松村)は若松島の東部と中通島の西部との総稱にして居民は農業の側ら漁業を營み鮪網代あり鰯、鯛、鰻、鰩の産出多く又至る所山林に富み薪炭を出すこと少からず神部郷は名高き粟の實を出し若松の瀬戸にハ長さ一丈餘巾一尺五六寸なる著名なる和布を産す其質殆ど昆布の如し然れども惜むらくハ少數にして廣く販賣するに足らず若松神社及び淨土宗極樂寺あり

佐尾浦は鰯漁第一等の所にして大漁の時は數百の船舶競賣りの爲め混雜極りなしと云ふ

(奈良尾村)は從前東掛りと稱へ農業漁業を營む所なり慶長年間領主淡路守玄雅公の代鮪網師始於て此の地に來り後紀州人又來り次第に隆盛し趣々字令山、稚子場、濁り浦等の鮪網、野網、

蝦網、鱈、鰯釣等の漁業も日を追て繁榮し當時全世家は樹屋富助氏なりと云ふ福見郷は半ば居付人にして農の側ら薪を出す

岩瀬浦は良港を有し鮪及鰯網數ヶ所あり又多く薪を出す葦山の藪は其高凡三十丈中山の山嶺より雌雄の二條相列り中間一條となり浦内に注ぐ景光頗る佳麗禪宗蘆山寺の座敷は之を見るに宜しく雅人の心を動す所なり

(有川村)と天然の良漁業場にして第一捕鯨第二鮪漁第三海豚其他鰈、鰯、小魚類に至る迄漁獲多く五島中屈指の漁場にして旅人輻輳雑沓を極む而して捕鯨は益々隆盛に起り遊ぎ來る鯨逃るべからず今捕獲の概略を記すれば鯨の寄せ來るを山見にて一見するや否や刃刺は舟押し出し白采を振り舟印と相闘す此の時遅し彼の時早しと數十艘の追船水夫は如何なる寒風降雪肌を劈くの日と雖ども総員裸体となりて我先にと進航すれば鯨は時々潮吹き上げ形を顯はして遊ぎ來る刃刺は之を見掛け采を以て指揮すること恰も軍配に異ならず數十艘の追船刃刺の指揮に隨て進退すること手足を動すが如く鯨を中央に取巻き圓形に列し網船双海を指揮して網を張らせ追船と船端叩き鳴す音を以て襲ひ寄る此の時鯨は一生懸命網備の前凡る一丁内外の所に至り頭を擡へ一息潮を吹くや追船の舷を亂打するの音烈しきに驚き眞一文字の網に向て進み遂に三戸三重皮となしたる嚴重なる網を罹る此の際刃刺は先鋒の功名を争ひ恰も激戦の如く一、二、三

番と順次突印を立て其他の亂入する群船も一艘毎に皆突印を立てつ組師始め見物人は山見より之を遠見す鯨は何れは以てたるべし忽ち血潮吹上ると同時に組師網屋に歸り鯨取捌方を指揮し欣々然として座を占む間もなく一番刃刺船網屋濱に來り注進の聲勇ましく網屋手代は太鼓を以て其聲に應じ歡喜雜沓名狀すべからず是れ即ち金櫛の然らしむるどふる百間一見に徹りたり冬季より春季凡そ七十日間の業にて少さく三十頭多きは四、五十頭を捕獲し其收利は淺少ならざるなり而して刃刺の先見及び先鋒を争ふは他なり組師より賞與あれはなり

蛤の白濱ハ蛤貝を育生す爾生の頃十五六歳より二十歳内外の婦女衣服を改め髪飾と粧ひ隊を爲し棧をからげ小唄歌ふて採掘するの習慣あり是を春期の一興なり有川は實に中通島中第一の都會にして人家軒を並べ天満神社祖母君神社及椿土宗專念寺あり

神之浦、鰯之浦、阿瀬津、奥浦は山林多く薪、炭を出す而して鰯之浦、阿瀬津の間は有名なる良港あるを以て近年長崎、福江の間を往復する漁船必す此の港に出入し郵便物其他運輸の便を開き漁船出入の際は阿瀬津、鰯之浦とも乗客雜沓昔日の比にあらず而して有川迄一里餘の道路は既に人力車を通するに至れり

太田郷は漁業を専とし旁ら箕或は籠の類を作り婦人は悉く注意し糸を探る以上の物品を以て宇久島の大豆と交易し於胡、鰯、海老、蛤、小魚、野菜等ハ有川に向て販賣す近海なる汝谷崎

友任鼻の間は潮流烈しく東南風は激浪殊に甚しく難彼の憂あり渡航者宜しく注意せざるべからず

江の濱郷は専ら農を業とし旁ら椿實及び於胡を販賣す藥師如來堂あり其原を尋ねるに昔し漂着したる如來の像を安置すと云ふ然るに右如來の像は當時奇せ波の爲め陸に揚かりしを以て此濱に限り引波なしとは土人の傳説するところ奇と云ふべきなり

友住郷は於胡、心本草、薪、椿實等を販賣し又有名なる石山ありて板石、葛石は勿論無量の石材を出す頭島との間は海水僅か一町餘に過ぎず此石を孕瀬戸と云ふ蓋し宇久八代目登公の室懷妊中通航難船非命の不幸に遇ひたるを以てなり七目、赤尾の各郷及小河原は農を業とし旁ら於胡及び薪を販賣す

(魚目村)は青方村と共に元富江領にして諸漁業等粗有川に全一禪宗常樂寺浄土宗成福寺は文治三丁末家盛公の建立にして時の代官浦源三郎大工山田庄兵衛鍛冶才兵衛なり浦桑郷は青方村境に似首郷は北魚目村の境にあり

(北魚目村)は立串、小串の二郷元富江領にして北の方津和崎の一郷は平戸領なりし津内漁業の利多と概ね魚目村に全し津和崎は北松浦郡の小値賀島の屬島なる野崎島と相對して海峡を爲す津和崎瀬戸とは即ち是なり潮流急駛にして舟行極めて危險なり

(青方村)は元富江領にして青方郷船崎郷網上郷奈戸郷曾根郷相河郷あり住民は古來質朴にして能く農業と屬み又鯛、小鯛、鰯等を出す

(濱の浦村)は濱、濱の浦、飯の瀬戸、道土井、三日の浦、今里の諸郷あり續、以下三日の浦迄の五郷は元平戸領にして今里の壹郷は五島及平戸の共領せし所あり今里郷の南に五島中通島第一の高山ある山王山あり山下を佐野原と云ふ樹木繁生平地多く中央に河あり水田を開き人家を移すに適す濱の浦には鮪網代の舊家伊藤氏あり飯の瀬戸は農業の傍ら小鯛、鰯、於胡等を出す

以上掲ぐるところは南松浦郡にして其面積四十方里東西十二里六町南北十四里廿四町とす

○全各村小學校、郵便局、人口、牛馬、船舶、統計表

村名	小學校數	戶數	人口	牛	馬	小形和船	大形以上船
福江	高(三)	一、八二五	九、四四四	九、三	二、七	一、七	五
奥浦	三	四、九	二、五九一	二、九	三	二、七	三
崎山	三	六、七二	三、四九九	八、三	三	一、〇	三
大濱	三	四、二	二、三三六	四、〇	五	二、七	四
本山	二	五、四	二、五七	七、五	一、六	四	三
岐宿	九	一、四三	六、六〇	六、〇	六	一、〇	六

嶗山	一、八、〇〇	八、九、三三	三、六、二二	一、九、八二七	一〇、四、三二〇
大瀨	四、三、三三	三、九、〇一六	三、〇、四二四	二、六、〇〇五	三、五、五九九
本山	三、三、九〇八	八、九、八〇三	三、三、三二三	一、七、六二三	一、九、〇、九一八
岐宿	五、〇、三三一	六、七、八二三	五、〇、三二七	五、〇、六〇六	一、八、四、四三三
三井樂	五、三、三〇七	一、三、八、三二四	四、三、九〇〇	四、三、二二三	四、九、九、四二四
玉ノ浦	二、〇、二六三	三、五、一、九五	一、九、六〇〇	六、三、六、〇四	二、三、六、八七
富江	二、四、五、五三	一、一、三、一一四	五、九、三、三三	二、〇、〇、三三	一、四、五、九一七
樺島	一、〇、五、九六	七、七、二一四	三、六、三三	四、七、五、二六	八、八、五、二四
久賀島	一、九、四、七三	一、九、四、七三	二、九、二、一一	五、四、九、七	六、五、五、三三
奈西島	三、三、六、三〇	二、五、六、一四	一、七、八、一〇	四、七、五、三三	二、五、〇、六、五
日ノ島	二、〇、一、四〇	一、九、五、一〇	九、六、二、〇	四、九、〇、二、二	一、〇、一、〇、七
若松	一、六、五、一〇	一、五、九、〇、七	一、〇、六、〇、四	五、四、五、〇、七	五、五、五、〇、八
奈良尾	一、九、一、〇、三	一、六、九、〇、五	八、六、三、三	三、五、五、九、五	五、五、五、〇、八
有川	一、〇、三、六、〇	二、七、九、二二	二、〇、三、一一	一、一、九、九、三三	六、五、五、〇、三
魚ノ目	三、五、六、七	一、五、三、七	八、七、五、〇、九	六、六、〇、六	九、〇、九、三、六
北魚目	三、三、〇、三三	三、四、九、七	一、四、三、二、四	八、七、九、〇、九	七、七、九、二、九
青方	二、三、七、三三	一、八、三、七、〇	三、三、一〇、二、四	九、四、三、〇、五	五、七、六、二、九
濱ノ浦	三、七、三、〇	六、三、三、三	七、三、二、四	六、三、三、三	三、〇、〇、二、九
計	二、一、三、五、四〇	七、四、一、七、三六	四、四、六、六、八	九、四、三、〇、〇〇	二、七、八、五、一五

○全各村田畑宅地山林原野反別統計表

村名	田	畑	宅地	山林	原野
三井樂	六三	三、八、〇〇	四三	一〇九	二
玉ノ浦	六九	三、五、九	六〇	二四	九
富江	一、六、九	九、〇、一六	一、五、九	三五	二
樺島	二四	一、〇、三六	一、四	二六	二
久賀島	四九	二、三、七	六〇	三七	二
奈西島	五	三、一、四	一七	四	二
日ノ島	四四	二、〇、六	四	二五	二
若松	四四	二、九、六	九	二四	三
奈良尾	四九	二、四、八	五	三三	四
有川	一、〇、九	六、四、三	三三	三九	四
魚ノ目	五三	二、九、六	一七	三九	三
北魚目	五五	三、八、九	三〇	三三	一
青方	五九	三、一、五	二五	二四	三
濱ノ浦	五五	二、〇、九	三	二一	三
計	九、七、五	三、三、〇、六	一、〇、三、三	五、六、九	五二

○全各村田畑宅地山林原野地價統計表

村名	田	畑	宅地	山林	原野
福江	七、七九、四四〇	八、五五、七〇七	二〇、四九、三〇一	八、九八、九〇〇	三〇、四九、〇〇〇
奥浦	三、三〇、六六六	八、三三、八〇七	一、四八、五〇六	七、七三、〇七六	三、三〇、九
崎山	三、三〇、四八八	八、四四、五〇〇	七、七三、八五五	一、四〇、七六六	一、七〇、〇七〇
大嶺	二、〇七、〇八一	三、一九、四二二	四、五〇、九三〇	七、〇〇、三〇八	六、三三、三
本宿	五、九一、一〇六	五、二七、三〇八	五、三三、〇八八	一、二六、六六九	一、八四、六七〇
岐宿	三、五七、五九九	四、四九、九〇三	八、七二、六〇〇	三、〇五、一五四	二、五〇、一五〇
三井樂	三、四三、〇七一	六、八三、一七五	五、九四、〇〇八	一、三三、四八一	四、四三、六六七
玉ノ浦	四、三六、七六六	二、三〇、七〇六	二、九三、〇八七	四、九三、六六一	三、九一、五〇〇
富江	三、〇七、九五〇	七、七三、七六七	一〇、八五、三三三	九、九一、七九九	二、五、四四四
樺島	二、二二、一九九	三、七三、四二二	三、九一、五三三	一、八六、六〇六	八、四三、二
久賀島	三、四四、五五五	八、七三、九九九	一、五五、四三三	二、一三、八八四	九、〇一、三
奈置島	八、〇六、五五〇	一、四八、八三二	二、五〇、二〇六	一、九〇、四三〇	二、九、八〇三
日ノ島	四、五九、〇五〇	六、五三、五七五	一、〇五、九九九	二、三九、一三六	五、三三、七
若松	三、三〇、七九九	七、五三、三六一	八、九一、五八〇	三、五三、三六一	四〇、八七〇
奈良尾	四、四八、五五六	九、一三、二三三	一、八五、六二〇	一、二七、六五〇	五〇、〇八四
有川	四、五三、四〇〇	一九、八六、二五七	四、四三、五五五	五、四六、一六四	八〇、三三三
魚ノ目	七、八三、三九四	五、五〇、〇三〇	二、二〇、三三一	三、七〇、四三三	九三、二七

北魚目 四、六二、六一一 一四、一六、〇四四 二、四九、八八一 二、三三、八三三 四一、〇七七
 青方 三、八三、〇三三 一〇、八六、四二二 二、九三、七四四 四、六四、九四〇 六、四三、〇〇〇
 濱ノ浦 四、八四、九六六 四、九三、〇五五 九、五三、七六六 二、八五、六四四 三、五〇、二二二

計 五二、〇九、五五六 五三、九六、六五五 六、三二、四七七 四、四三、三三三 三、二九、五五五

(備考)地租は総て地價の百分の二個半なるを以て其額を掲げす

○全島嶼周回及面積表

島名	周回	面積	島名	周回	面積
黄島	一里九十八町九反	一、四一、四四四	姫島	一里十四町十三町四反	一、四一、四四四
男島	五里三千町步	一、九三、七四四	榮螺島	一里四町百二十町	六、四三、〇〇〇
女島	三千里千六百七十七町步	九、五三、七六六	樺島	四里六町二百九十七町六反	三、五〇、二二二
黒島	二里十八町二十五町二反	六、三二、四七七	津部良島	一里	三、二九、五五五
前島	一里十四町七町二反	三、九一、五三三	日ノ島	一里十町二百廿町六反	四、六四、九四〇
高島	一里十町十五町九反	三、五三、三六一	漁生浦島	三十町九町六反	三、五三、三六一
奈置島	四里廿二町六百廿九町七反	一、〇五、九九九	有福島	一里廿町二百五十八町二反	一、〇五、九九九
島山島	二里三十八町九反	三、五三、三六一	相ノ島	三十町八町六反	三、五三、三六一
久賀島	五里千五百八町九反	八、九一、五八〇	若松島	十九里十町八百四十七町	八、九一、五八〇
頭ヶ島	一里十四町	三、九一、五三三	赤島	一里廿一町	三、九一、五三三
嵯峨島	三里六十二町二反	一〇、八六、四二二			

○全農業漁業者一覽表

種別	戸數	人員
農專業	六千五百二十二戸	四萬一千八百五十三人
全兼業	四千五百五十九戸	二萬二千五百七十一人
漁專業	一千三百九十六戸	四千二百六十四人
全兼業	四千二百六十四戸	二萬三千三百三十六人

○著名ナル船舶碇繋所一覽表

港名	干潮ノ深	満潮ノ深	東西	南北
福江港	一尺	七尺	一町廿間	十間
有川港	一丈一尺	一丈三尺	十二町	二十八間
鯛ノ浦港	四丈	四丈五尺	二町	一町
玉ノ浦港	五丈	十一丈	十町	二十町

○高山一覽表

山名	所在地	水面ヨリノ眞高
爺ガ嶽	福江島ニアリ玉ノ浦三井樂岐宿ノ三村ニ跨ル	四百六十メートル
三王山	中通島ニアリ濱ノ浦若松ノ二村ニ跨ル	四百四十一メートル
番嶽	中通島北魚目村ニ在リ	四百三十七メートル
七嶽	福江島ニ在リ玉ノ浦村岐宿村ニ跨ル	四百三十三メートル
翁頭山	全前山山村大濱村ニ跨ル	四百二十九メートル

○宇久平村舊政一班

押役兼代官一名(押役ハ平村ニ限リ)専務代官一名以上二名ハ必ス福江藩中ヨリ撰拔セラレ下代二名上船見二名庄屋二名町乙名三名下船見二名町年寄六名戸主二名小頭十名散司一名山掛二名ハ村内ヨリ八選セラレタリ

押役兼代官ノ事務局ハ挽地役所ト稱ヘ其役所ニ在任シテ村中ノ政務ヲ處理シ社寺ヲ監督シ兵事刑法ヲ掌トル五島領内十二掛トモ各々代官アリテ相當ノ位置權柄ヲ有シタリト雖トモ就中宇久島ハ家盛公ノ舊地ニシテ一種特別ナルヲ以テ待遇上禮奉行ト對席シ他ニ比スレバ頗ル高等ノ位置ヲ占メ概チ村政ヲ專斷シタリ

代官ノ事務局ハ田端役所ト名ケ茲ニ在勤シテ挽地役所ヘ日勤押役ト諸般ノ事ヲ合議シ夏石勘定福江會計ニ出張セリ然ルニ押役ノ次席ナルヲ以テ禮奉行トハ對席スル能ハザリシモ館以上ノ格式ヲ有シタリ

下代ハ押代官ト公衆トノ間ニ立チテ上達下通ノ任ヲ負ヒ村内家格アル士族庄屋役ヨリ昇進スルノ例ニシテ金穀一切ノ會計等ヲ終括シ年始及ヒ夏勘定ヲ擔任シ交番押代官ニ附屬シ職許ヘ出頭

庄屋ハ農民ノ長ニシテ村内家格アル士族ヨリ撰拔セラレ小頭ヲ指揮シ金石徴收ヲ促シ下代ト共ニ役所ニ日勤シ夏秋二期勘定毎ニ交番職許へ出頭シ且公義御觸ノ書面回達ノ時他國へ次送りノ大任ヲ負フ

通例以上ノ役員ナシテ村務ヲ整理セシムト雖トモ場合ニヨリ下代及庄屋ノ二役ニハ見習ヲ置キ増員シタルコトアリ

土船見ハ庄屋ノ上席ヲ占ムルト雖トモ役所外員ニシテ旅人應接及船舶漁業諸商業監督税金徴收ノ事ヲ掌トル下船見之ニ屬ス

町乙名ハ平町一般ヲ總括シ三名ニテ月番ニ事務ヲ處理シ毎年五月中大寄ノ際ニハ孝子節婦或ハ平素不人氣粗暴ノ者ヲ調査シ若シ之ニ當ル者アルトキハ下役ニ指揮シテ魚鉢ニ水ヲ入レ公衆ノ面前ニ於テ片髪ヲ剃リ落ス等類ル權柄ヲ有シタリ町年寄之ニ屬ス

右ノ如ク町乙名年寄等隨分權柄ヲ有スト雖トモ年末ニ至リ税金怠納者アル時ハ門松ヲ立ツルコトヲ許サレズ是レ亦一種ノ懲戒ト云フヘキナリ

戸主ハ濱浦、人民ヲ總括シ毎年始メ古來ノ吉例トシテ國主へ舞鶴ノ椀、銚子、土器、鯛、鮎等ヲ獻納シ或ハ國主參勤出府毎ニ水夫ヲ出シ煩雜ノ勤メニ服シタリ

小頭ハ各郷區域ノ長トシテ平村十ヶ郷へ一名ヲ、配置セラレ金石徴收其他一般ノ事務ヲ處理シ而シテ福江會計ニ金穀ヲ納付スル時ハ交番ニ率領トシテ出張シ平素ハ小使トシテ役所ニ一名ツ、日勤ス

畿司一名ハ中島臺藏ノ家格ニシテ神祭係リハ寒中年始メ二度福江諸役人ニ呈スル甘海苔ノ紙包ヲ爲シ又正月五日挽地役所ニ於ケル士族三名ノ弓始メ祝係リヲ爲シ且犯罪者ノ家宅戸締メ等ノ事ヲ擔任ス

山掛ハ山林牧牛馬ノ監督ヲ爲スコト福江山掛ノ職務ニ全シ

服制ハ福江ノ制ニ異ナラズ押代官年始禮式ニハ素袍烏帽子ヲ着ケ鎗挾箱若徒草履取ヲ具シ五日

遊ハ鬘斗目、上下、ヲ着ケ下代ハ元日二日丈絹服紋付以下役人ハ総綿服乙名迄元日丈草履取ヲ許

シ夏羽織ハ旅人應接ノ外之ヲ許サズ役人ニシテ此ノ如ク制限アリ況ンヤ平人ニ於テハ總テ公

衆ハ男女ニ拘ハラズ絹帶絹袖練リ等ヲ用ユルコト能ハズ弓張提灯角下駄及引草履、雪駄皮緒ノ

類モ之ヲ禁セラレ足袋ハ正月五日間ノ外許サマルノ制限ナリ

賞罰ハ役人ノ常ニ注目スル處ニシテ忠臣孝子ハ昇級或ハ金石ノ賞與アリ然レトモ罪ノ輕重ヲ糾

スニハ平常見聞スルトコロニヨリ不人氣トカ粗暴トカ云ヘル表面ヲ推測ニ基キ役員ノ協議ニ任

セタルモノ、如シ故ニ粗漏ノ廉ナキニアラズ最モ竊盜其他著名ナル犯罪ノ外ハ科料或ハ所換へ

ノ設置ヲ爲シタリ
穀物倉ハ二棟ニシテ一ハ福江へ納付迄ノ著腐トシ一ハ高役倉ト稱ヘ麥秋ノ二期ニ凡ソ八十俵ツ
ハ小作ノ高ニ應シ割賦上納セシメ貧民救助及凶年種子供給ノ爲メ蓄藏ス惜ムベシ此ノ良法モ
今ヤ時勢ノ變遷ト共ニ全ク廢止シタリ

宇久島ハ本邦ノ西陲ニシテ外國船ノ航路ニ當ルヲ以テ昔時城ノ嶽ニ遠見番所ヲ設ケ非役士族及
ヒ卒各々一名ツ、日々交番シ外國船ノ航通ヲ見ルトキハ忽チ役所ニ注進シ役所ハ直ニ福江城ニ
其航路方針距離等ヲ詳報スルノ成例ニシテ平村士族十八戸卒十二戸田舎町人八戸社方十二戸ヲ
シテ常備兵員トシ嚴重ニ守營セシメタリ今其軍用物品數量ヲ舉クレバ左ノ如シ

六匁銃	十三挺	ポンペン砲	一挺	熊手	五十本
四匁銃	十挺	百目砲	三挺	竹鎗	五百本
拾匁銃	三挺	鎗	五十筋	明松	二千束
ナイフリ	廿八挺	鎌	五十挺	草鞋	三千足

此ノ物品ハ明治元年迄存シタリ嗚呼昔日邊海防禦ノ具追想スベキナリ

○宇久島地押ノ一斑

地押トハ今ノ地券是ナリ寛永十四丁丑年潤三月堀江茂兵衛ナル者ヲ領地竿入地押ノ主任ナラシ
メシ社寺及士族ノ給地共ニ四ツ成ト云フ物成ヲ當テ其他總テ苛刻ナリシヲ以テ再ヒ佐藤平左

右衛門ニ命シ三ツ二歩ニ改メタリ最モ社寺ノ分ハ堀江竿ニ據置キテリ而シテ又元祿、享和、天保
ノ間竿入レ數回ニ涉リ最近天保七甲年四月地押ヲ調査員ハ家老宮崎貢、藏奉行峯何右衛門目付
松尾權右衛門檢地方觀野作右衛門北川喜八(以上ノ役員ハ福江ヨリ出張)押代官白髭卯右衛門相
談相手熊川貞左右衛門下代泊新左右衛門大久保惣右衛門下代見習庄屋兼勤泊直之丞庄屋泊田助
等ヲ立合調査ノ結果左ノ如シ

平村ノ部

一高二千八百三十八石三斗六升六合五勺

総高辻

内譯

二百六拾五石四斗六升九合九勺四夕

寺社料出高

七百六拾石

給地出高

五拾二石五斗

郷付知行出高

二石三升六合

兩役所諸雜用地

五石五斗

下代庄屋知行

十一石

散司小頭恩地

五十四石五斗七合七夕

兩役所士族散司
小頭足輕屋敷

究

二十一石三斗九舛一合七夕
 寺院士族足輕
 御免地高
 荒地 拂
 二十二石一舛六合三夕
 拂
 二十三石二舛七斗二舛一合六夕四才
 入
 二十三石六斗三舛五石六斗四舛四合八夕六才
 入
 此高
 粟大豆千六百六十四俵三斗二合三夕九才八札
 天麥小麥千九百九十三俵一斗四舛四夕三才三札

一 在增押 係明細帳簿 合縣 際長崎縣ニ引繼キ其後平村へ下付保存ス
 二 在增押 係明細帳簿 合縣 際長崎縣ニ引繼キ其後平村へ下付保存ス

○宇久役員ノ來歴

舊政役員ノ予知トコロヲ舉レバ凡ソ左ノ如シ
 平村挽運役所在勤押代官 白鹿助右衛門
 全田端役所在勤相談相手 熊川貞右衛門
 天保年間ノ在勤ニテ同七年四月平村地押ニ刻苦シ
 押代官 荒木八十右衛門

代官 大 濱 雲 八

荒木氏ハ白鹿氏ノ後任ナリ退任後大濱氏進テ押代官ニ轉シ代官ニハ梁瀬善助氏來ル其年月日詳
 ナラズ

押代官 志 佐 幸 作
 全 三村 小六兵

志佐氏ハ天保九年ニ赴任シ安政三年五月八日御用人寺社大目付ニ轉任ス宇久ニ在勤スルコト凡
 ソ十九年此間ニ織右衛門ト改名シトリ三村氏ハ在勤日淺クシテ藏奉行ニ轉シ後任ニハ阿野順助
 氏單ニ代官トシテ赴任シ爾後久シカラズシテ松尾藤太氏之ニ代リ嘉永五年七月廿九日松尾氏免
 官荒木半七氏來リ安政三年八月松尾權太夫其之ニ代リタリ志佐氏在勤中代官ノ交代此ノ如ク頻
 繁ナリト雖トモ氏ハ挽地役所ヲ新築シ神社佛閣ヲ再建或ハ修繕シ又道路ニ意ヲ用ヒ且從前波
 戸場ナシシテ船舶困難ナルヲ以テ天保十二年藩廳ニ補助ヲ仰キ土人ヲ獎勵シテ其功ヲ興シ弘化
 二年ニ至リ五ヶ年ヲ經テ之ヲ築キ又牛痘ノ行ハレントスルニ當リ率先シテ大村領ノ醫師渡邊
 大年ナル者ヲ聘用シ大久保周藏ヲ係員ト爲シ全村民ヲシテ種痘ノ思慮ニ依テ痘症ヲ免レシメ嘉
 永二年ニハ城山宮ノ鳥居ヲ建立セシ等其功績淺少ナラザルナリ

押代官 高 木 爲 八
 五

氏ハ志佐氏ノ二男ニシテ高木家ノ養子トナリ實父ノ後任トシテ安政三辰年五月赴任シ志佐氏在勤中起シタル捕鯨ヲ繼續セシモ安政五年正月ニ至リ捕鯨沖立乗組ノ僅數艘ノ鯨船福江ニ至リ廢業ヲ詆駁シタルニ依リ福江ニ於テハ取締ノ爲メ直ニ目付及ヒ卒等ヲ宇久島ニ派遣シ之ヲ鎮撫セシメ後其業ヲ中止シ高木氏松尾氏共ニ職ヲ罷メタリ

押代官 眞弓彌五兵衛

代官 山口 重兵衛

二氏相提携シテ安政五年八月赴任シ山口氏ハ翌年二月職奉行ニ轉シ後任ハ荒木半七氏再勤ニテ今年四月赴任ス此年三月廿二日盛成公天保二年三月巡見ノ例ニ依リ本島ヲ巡視セラル隨行員ロハ家老内川三平川人本庄彌三郎目付佐々野才三郎徒士目付中尾作馬納戸梁瀬隼太松尾小彌太龜手代山口三次料理人千巢千吉郎新小人三人小姓九人醫師一人徒士四人坊主一人其他略ス村役員ハ押代官ノ外下代泊田助大久保周藏庄屋平田紋彌河野久吉泊本吉上船見山田志右衛門渡邊多吉乙名山田友三郎岩本吉助乙名格山田房吉崎吉三郎熊野倉吉下船見張本善右衛門山田林藏神浦村ニテハ代官貞方裕作下代泊宗右衛門庄屋西彦右衛門山田好右衛門等諸事ヲ整理シタリ而シテ眞弓氏ハ安政六未年七月寺社大目付ニ榮轉シタリ

押代官 大坪 一平

氏ハ安政六未年七月赴任シ代官荒木半七氏元治元年三月免サレ後任ニハ貞方數右衛門氏來ル大坪氏在勤凡ソ十一ヶ年其間事務能ク整理シタリ而シテ明治二巳年十二月ニ至リ藩政改革ノ爲メ押代官廢止ノ際退員シタリ

押代官 木場 直八

氏ハ大坪氏貞方氏兩役所請定員外ニ増員シテ元治元年八月赴任シ乙名岩本幾右衛門宅ニ寓シテ事務ニ從ヒ而シテ田端役所ヲ再建シ邸外石垣ヲ築キ又慶應二年ニ神島神社寶殿新築ヲ藩廳ニ仰キ速ニ竣功シタリ明治元年御一新ノ發令ト共ニ分家富江領モ本家領ニ合併セラレタルニ依リ神浦村役場兼勤ノ命ヲ承ケ下代大久保周藏モ同様ニテ共ニ神浦村ニ赴任シ村務整理ノ中央全村民ハ領地合併ニ關シ不平ヲ鳴ラシ或ル夜竊ニ貢米ヲ富江ニ密納セントセシニ船積ノ討書顯ハレ現場差留メラレ忽チ沸騰シテ遂ニ竹槍ヲ出シ激烈ノ模樣アルニ依リ其由ヲ福江及ヒ平村ニ報スルヤ平村民激昂シテ忽チ一隊ヲ繰リ出シ彈藥運搬等ニ着手シ已ニ開戦ノ狀ヲ呈シタリ然ルニ福江ヨリ諸事穩便ニ所置スベシトノ回報アリテ止ム嗚呼危機一髮ノ場合ト云フベキナリ爾來率鎮定ニ歸シ隨テ村治モ若々歩ヲ進メタリ明治元年辰八月藩政改革ニヨリ木場氏ハ大參事ニ登庸サレ後任ニハ田尾大作氏明治二巳年正月赴任シ全四年田尾氏縣官ニ登庸サレ後任トシテ江藤平氏來リ神浦村ニ在勤僅ニシテ長崎縣管轄トナリ江氏ハ直ニ福江ニ歸ヘリ大久保周藏ハ縣官魚ノ目村

出張先ニ於テ帳簿引継ヲ了ヘ而シテ平村ノ本務ニ従事シテ神浦村へ出張中平村ヨリ出テタル
屬員ハ上船見竹村福藏小頭中村勇次郎中島市作山田種藏ノ四名ナリ神浦村ヨリハ下代吉田十三
郎庄屋西得三町役吉田市兵衛其他數名ナリ

大 屬 高 木 爲 八

氏ハ藩政改革ニヨリ大屬ノ役名ヲ帶ヒ明治二巳年十二月平村挽地役所ニ再任シタリ當時田端役
所ハ不用ニ屬シタルヲ以テ平田紋彌之ヲ購求セリ高木氏ハ明治四年六月神浦村トノ境界論ニ盡
力シ將來ノ範圍ヲ健メタリ然ルニ爾後藩ノ職制一變シ大屬廢セラレ邑長トナリ明治五年ニ至リ
邑長亦廢セラレ其年四月歸郷シタリ

第七大區戸長兼里正 平 山 甚 吉

氏ハ舊政役員總廢止舊役ノ運命全ク盡キ大小區ノ制ニ改マリタル際頭書ノ役名ヲ帶ヒ明治五壬
申年四月挽地役所ニ赴任ス當時江彌平氏里正所ノ書記トシテ平山氏ト共ニ來リ大久保周藏亦書
配ヲ拜命ス而シテ平山氏ハ日籍編纂ニ關シ頗ル盡力シタリ今年九月大久保周藏辭シ全十一月江
氏辭シ山下熊四郎後任トシテ來リ次テ平田紋彌泊本吉登庸セラル

戸 長 荒 木 部

氏ハ明治六四年五月平山氏ノ後任トシテ頭書ノ役名ヲ帶ヒテ來ル此際平村ニアル第七大區々務
所ヲ小值賀島前吹村ニ移轉ノ命アリ荒木氏彼地ニ移ルノ際紋彌本吉ノ二名書記ヲ免サレ阿野久
吉之ニ代ル明治七年八月阿野氏任ヲ辭シ大久保惣八後任ニ登庸サル

因ニ記ス第七大區々務所ハ宇久島小值賀島ヲ合併シテ平村ニ創設セラレタレトモ後故アツテ
位置變換トナリ平村ハ唯連續役員ヲ出シタル迄ニテ明治六年五月ヨリ役場ヲ缺キ平、神兩村
トモ不便ヲ感シテト雖モ明治十一年十一月郡區改正ノ際兩村トモ復役場ヲ開クニ至レリ

平村東部戸長 大 久 保 周 藏
全 西部戸長 平 田 紋 彌

二氏ハ明治十一年十二月郡區改正ノ始メ平村ヲ東西二部ニ分子戸長ヲ設カル、ノ際公撰戸長ノ
職ヲ奉シ翌十二年地券狀ヲ村民ニ配賦シタリ

因ニ記ス挽地役所ハ數百年ノ久シキ敢テ變ラザルモ明治六年五月區務所位置變換ノ爲メ不要
トナリタルニ依リ翌七年二月村民協議ノ上宇久小學校ニ用ヒ戸長役所ハ東西二部共ニ自宅ヲ
以テ之ニ充テタリ

平村戸長 大 久 保 周 藏

本人ハ明治十三年九月二十日東西部合併一村ニ改正ノ際公撰ニヨリ其職ヲ奉シ全十八年九月ニ
至リ前後凡ソ四十有餘年公務ニ従事シ最早耳順ニ近キヲ以テ自ラ省ミ辭表ヲ提出シ其職ヲ退キ

英

平村戸長 西 勇

氏ハ小値賀島笛吹村ノ人ニシテ明治十八年十月大久保ノ後任ニ官撰セラレ岩本米一郎宅ヲ借り
テ村務ヲ取扱ヒ今廿年村會議事堂ヲ字松原ニ移轉シテ役場トナシ翌廿一年二月辭職シタリ

平村戸長 木 寺 重

氏ハ平戸小手田村ノ人ニシテ明治廿一年二月十日西勇ノ辭表指令ヲ携ヘ其後任トシテ來レリ此
ノ年五月十一日城山神社ヲ長野原ニ移シ大祭式ヲ執行ス同月十八日大久保尋常小學校開校式ヲ
行ヒ六月七日野方校全上七月十五日寺島分舎全上八月六日宇久校全上此時郡長山川景範氏ヲ招
待シテ盛大ナル式ヲ行ヒ煙火ノ餘興等アリタリ然ルニ右各學校ノ新築ハ專ラ前戸長西勇ノ畫策
經營ニ係レリ

明治廿二年四月町村制實施ノ際木寺氏有給村長トナリ廿五年三月十五日其職ヲ罷メタリ

因ニ記ス村制實施ノ始メ村會議員タル者ハ阿野久吉渡邊三太夫泊本吉山田紋九太郎久保爲吉
泊城作山田民藏張本與重山田藤市山口與市辻市藏中村清太郎中村市作中村市之助西村丑右衛
門中村勇次郎野村久治郎ノ十八名ナリ而シテ村吏撰擧ノ結果左ノ如シ

名譽助役阿野久吉收入役泊真備書記山田藤市渡邊波平泊初藏常設員渡邊三太夫泊本吉山田民
藏張本與重ナリ

名譽平村長 阿 野 久 吉

氏ハ公撰ニ依リ木寺有給村長ノ後ヲ承ケ廿二年七月十四日認可ヲ經タリ

名譽助役 大 久 保 爲 吉

氏ハ阿野助役ノ後任ニ當撰サレ廿四年九月廿四日認可ヲ經タリ

名譽平村長 大 久 保 惣 八

本人ハ明治廿五年六月廿日阿野村長職ヲ辭シタルニ依リ七月十五日其後任ニ撰擧セラレ九月一
日認可ヲ經タリ

名譽助役 平 山 隆 城

氏ハ明治廿五年五月卅一日大久保助役職ヲ辭シタルニ依リ其後任ニ當撰シタリ

因ニ記ス明治廿五年四月十五日村會議員半數ヲ改撰シ大久保惣八大久保實張本與重樋口左平
惠村惣右衛門若井虎藏山口與市下川菊藏中里長次郎山中土藏北村甚藏田中丑藏當撰セシニ此
ノ撰擧ニ就キ村制ニ疑議ヲ生シ九月十二日ヲ以テ最後ノ投票ヲ終リ渡邊三太夫大久保爲吉大
久保實山田民藏張本與重岩本米一郎辻市藏下川菊藏樋口左平山口與市中星菊藏田中丑藏山中
土藏北村甚藏當撰シタリ而シテ常設委員ハ泊本吉山田民藏泊直之助福井駒吉トナリ收入役ハ

廿六年八月三日泊貞衛再撰セラレタリ

○平村民度風俗

民度ハ元高カラザルモ世ノ變遷ニ伴ヒ中等以上ハ漸次進化ノ域ニ傾キ高尙ニ赴キ村吏及ヒ學校職員等其人ニ乏シカラズ今ヤ他國人ハ唯リ警官アルノミ而シテ村治ニマレ學校ニマレ専ラ改良整理ヲ旨トシ中以下農工業者ニ至リテモ幸ニ怠慢ノ風少キヲ見ル然レトモ下民ハ未タ學校ノ利益ヲ知ラサルヲ以テ常路ノ職員并ニ有志ノ設立ニ係ル教育會德育會ノ會員相協力シテ教育ノ必要ヲ説キ感奮興起セシムルコト少カラズ風俗ニ至リハ祭式日ノ如キ中等以上ハ官吏ノ風ヲ習ヒ概テ洋服ヲ着ケ高尙ニ構ヘ又婦人ハ一般ニ美ヲ好ミ善ヲ行フノ習俗アリ尤婦人ト雖トモ平素農漁ノ稼キニ忙ハシキ者ハ筒袖ヲ着シ一舉一動男子ニ異ナラザルガ如キモノアリ概シテ中等以上ハ能ク村治ニ意ヲ注キ自然村ノ取締トナルヲ以テ賭博ノ如キハ地ヲ拂ヒ又村内通シテ門戸ヲ鎖サズ夏季ハ障子ヲ明ケ眠ニ就ク者十ノ八九ニ居ルモ竊盜ノ憂少シ既ニ維新以來五千有餘ノ人口中罪ヲ犯シタル者僅ニ三名ニ過キス眞ニ實直ヲ守リ德義ヲ重スルノ地ト云フベキナリ而シテ又火災消防ノ如キハ尤モ迅速ヲ主トシ且其所屬ノ親切ナルコト一家ノ如ク又平生富者ヲ恨ミズ貧者ヲ救護シ相俱ニ愛情ヲ表スルコト深シトス食物ハ田三畑七ノ場所ナルヲ以テ麥甘藷ニ重キヲ措キ食ニ奢ラズ此ノ二品ヲ以テ常食トシ未ダ嘗テ飢餓ニ迫リタルコトナシ然ルニ今ヤ習俗改良ノ必要ヲ説ク者多キヲ加フルニ至レリ是レ亦時勢變遷ノ然ラシムルコトコトナリ

○平村既廢寺院

平村寺院ハ舊來十ヶ寺ナリシト雖トモ明治二年ニ至リ突然運命盡キタルモノヲ細別スレバ十川郷ノ禪宗養松寺舊祿五石大久保郷ノ同宗祥雲寺舊祿三石五斗七升八合五夕本飯長郷ノ同宗寶林寺舊祿二石六斗三升濱浦ノ眞宗能成院舊祿十三石五斗四升且ノ上町ノ淨土宗西念寺免地五石木場郷ノ同宗淨土寺舊祿一石八斗九升五合五夕免地九升一合二夕

○全現存寺院

禪宗東光寺ハ舊祿百十三石寺島地藏地三石二斗六合五夕ヲ附屬シタレドモ明治七年ニ至リ之ヲ削ラレタリ當寺ハ家盛公ノ建立ニ係ルヲ以テ本堂造營ハ元藩費アリ

眞宗毘沙門寺ハ祿二十石六斗外ニ大古廢寺祿六石六斗四合四夕ヲ附屬シタルモ明治七年ニ之ヲ削ラレタリ當寺ハ家盛公ノ建立ニ係ルヲ以テ本堂造營ハ元藩費アリ

○平村神社の變更

八幡宮ハ社領高貳拾三石九斗一升境内七斗六升八合ヲ有スト雖トモ明治七年廢祿トナリタリ本

社ハ文治三年八月十三日家盛ノ建立ニ係ルヲ以テ爾來藩費營造ノ社ニシテ現寶殿ハ天保五年ニ
拜殿ハ全十三年ニ盛成公之ヲ造築セラレタリ

神島宮ハ元三十石五斗三升ニシテ家盛公文治三年十二月廿八日建立以來藩費ヲ以テ維持シ現寶
殿ハ慶應二年四月盛徳公ノ時建築セラレ而シテ拜殿ハ明治十三年三月初メテ氏子ノ負擔ニテ再
建シタリ

天滿宮ハ舊能成院ノ別當ニシテ祭典祿モ寺祿ニ含有セシガ明治元年神佛取分ノ際神島神社附屬
トナリタリ爾後拜殿被壞シ明治十五年九月大久保周藏主任トナリ寄附金ヲ募集シ再建スルヲ得
タリ是レ神徳ノ妙用ナリ

六社權現ノ社ハ齊祿七石二斗五合毘沙門寺別當ノ受持ニシテ平郷内ニアリシモ廢祿ト共ニ神島
神社内ニ移轉シタリ

祇園宮ハ山伏佐々木氏ノ邸内ニアリ兩部(神佛)受持ニシテ平市、十川、針木、野方郷ノ氏神ナリ
シ神佛取分ケノ際神島神社へ合祭シ六月十四五ノ兩日行幸アリ從前ノ如ク尊崇ス

城山神社ハ元東光寺境内ニ安置セシテ明治二年五月神佛取分ケノ命アリテ挽地役所ノ西手ニ移
シ全五年役所廢止ノ際神島神社内ニ移シ全廿一年四月一日平、神兩村人民協議ノ上長野原ニ移
シ全島民之ヲ尊敬ス全年九月十五日盛成公御靈トシテ薩州鹿兒島ノ住持作造(長一尺四寸八分
運銘水正十二年五月)ニ係ル銘級ヲ奉納セラレタリ

○平村學校の由來

皇國一般ニ小學校設置發令ノアリタルハ明治六年ナリ然レトモ資金ナケレバ永遠維持スル能ハ
ザルハ當然ナリ依テ大久保周藏發起人トナリ五六名ノ有志ト謀リ寄附金獎勵ニ奔走シ遂ニ金四
百五拾八圓五錢ヲ募集シ其年十月挽地役所ヲ校舍ニ充テ開校ノ屆ヲ爲シタリ當時寄附獻備ノ願
文ニ曰ク

願

伏テ惟レハ當地ノ如キハ彈丸僻遠人モ又從テ頑陋無識ニレテ一ツヲ追テ倣ナク其々光陰ヲ送
リ實ニ文盲中ニ昧死スルモ慨嘆ニ耐ヘス今ヤ文明徳化ノ御代ニ生活シ今般學區ノ設アル所以
各視ル處ヲ視聽ク所ヲ感發シ秋毫モ鴻恩ノ万分ガ一ヲ奉酬仕度二三ノ微力ヲ以テ衆ニ圖リ別
紙ノ金高同心協力シテ以テ乍聊當區校舍ノ資金ニ獻備仕度何卒微志御開肩被下置候ハ、鴻恩
窮ナク万世不朽難有奉感佩候誠恐誠惶頓首敬白

- 商 岩本 幾右工門
- 士族 中島 土太郎
- 全 渡邊 三太夫
- 全 阿野 久吉

明治六年十月

長崎縣令宮川房之殿

當時學資金獎勵ノ爲メ發起人ノ部作左ノ如シ

共和進談

空
全 泊 本 吉
全 平 田 紋 彌
全 大 久 保 周 藏

此ノ王政ノアリガタキ

實ニ舊弊アハレサハ

登録上リト云フモウニ

眼前計リノ欲バナシ

其業風ヲ洗ヒアケ

一字上リノ世界卒士

文明開化ノ御日新

下万民ニ至ルマデ

手習學問算術ヲ

精出シ致ス小學校

少シ元手ノ入ル手立

千有餘戸ノ戸數ニテ

僅カ焚灰五俵宛

タツタ一扁出シヌレ

是ヲ有徳ノ人々ニ

預ケテ利息積ミ殖シ

此ノ利計リテ先生ヲ

泡ニル手當如何ツヤ

是ダケ基ヲ組ミ立テ

又其上ノ才覺ハ

各々智略モ有ルベケン

僅カノ灰ノ基手ヨリ

無筆無算ノ人々ガ

一字千金二千金

三千世界ノ寶モノ

我手ニ握ル手談ゴト

共和一致ヲスルナラバ

天朝御趣意モ

貫徹シ其身ハ

貴賤ノ差別ナク

勉強盛ニヤル上ハ

一字上リニ昇進シ

皇國其身ノ爲トナリ

今軒別ノ灰シキチ

怪マズ是ヘ基キテ

永久頼ム小學校

花ノ榮ヘテ急クナリ

尤子供ノナキ人ハ

一時無益ト思ヘドモ

子孫頼マン人ハナシ

未ツ爲ニハ成ルモノト

思ヒ樂ミ文字講

結ンデタイテ

元金ノ續ク所ノ

道開キ今マタ

兒童ノ在ル人ハ

日々目鼻ガ分リ立

無筆ノ親ノ狀手紙

第一寶金錢ノ
 貸シ借り事モ
 人ニ頼マズ用達シ
 有様モ居ナガラ
 是レテ學校ノ
 學問競争ノ
 期ナリケリ

斯ノ如キ部言ヲ以テ獎勵シタルハ日新ノ眼ニテ見ル時ハ抱腹絶倒ニ耐ヘズト雖トモ事物ノ
 創業ハ皆然リ嗚呼回顧スレバ二十余年前ノ昔ハ未開頑固ノ時世ナリ幕府ノ習俗未ダ全ク脱
 セサルノ時勢ナリ然ルニ此ノ時ニ於テ積ミ始メタル資金今ハ殆ント三千三百余圓ニ達シ其
 利子ヲ以テ校費ニ充テ元金ニハ舊慣定面ト名クル磯稅於胡五千二百斤ノ代價ヲ増殖スルノ
 法ヲ設ケタリ

○宇久島捕鯨の経歴

寛永十一年宇久山田茂次右工門捕鯨組ヲ出シ頗ル大漁ヲ爲シ當時有名ノ金満家トナリ領主ノ用
 達ヲ勤メタリト云フ○享保二戌年大村領住人深澤源石工門出組ス○明和三戌年大村領住人深澤
 平治出組ス○天保九年平戸領生月住人益富又左工門出組シ三ヶ年間繼續大漁ス全年尚大村領住

人篠崎義右工門出組ス○弘化元年壹岐國ノ住人佐野屋忠次郎出組ス○嘉永年二壹岐國ノ住人八
 幡屋長兵衛出組ス全四年肥後國ノ住人高岡卯惣次出組ス全六年押役志佐織右工門氏ノ時宇久村
 中ヨリ出組ス○安政元年平戸領針尾島覺太郎出組ス全三年押役高木爲八氏ノ時宇久村中ヨリ出
 組ス其後中絶ス○慶應元年福江ノ住人岩崎福太郎出組ス其後中絶ス○明治廿二年宇久捕鯨會社
 ヲ組織シ佐賀縣田中種審社長トナリ有川村江口甚内平村大久保惣八全張本與重其他社員トナリ
 全年十二月廿一日坐頭鯨一頭全廿三年二月十七日全一頭ヲ捕獲ス全廿三年佐賀縣萩原健之助出
 組シ十二月廿八日坐頭鯨一頭ヲ捕獲ス全廿四年平戸ノ人山本金作ノ組織ニテ炮殺ヲ交ヘ一月十
 八日ニ長須鯨一頭ヲ沈没ス全廿五年平戸ノ人木山庄作ノ組織ニテ炮殺ヲ交ヘ十一月廿一日長須
 鯨一頭十二月廿日同一頭ヲ捕獲セタリ

○宇久島の境界

寛文五年巳二月廿二日宇久島御境分左ノ如シ
 飯良ノ西泊湖干ニアガル瀬有夫ヲ兩方ノ浦ト名付岡ノ畑ノ中ニ境ノ炭埋其上石塚有夫ヨリ上ハ
 境目筋松植有古里園ノ西ノ方山端シ上リ北ノ方ニ少シ行古道有夫ヨリ東ノ方ニ行ヘギニ出ル長
 松寺ノ後古道ノ儘見上ケニ石塚突有リ中見上ケノ辻ニモ炭埋石塚アリ夫ヨリ北平ノ辻ニモ炭埋
 石塚築アリ又北平横ニ下リ坂口ニ炭埋石塚有リ出口ニ下リ田ハ川分ケゴマ河内ヲ東ニ渡リ田ト

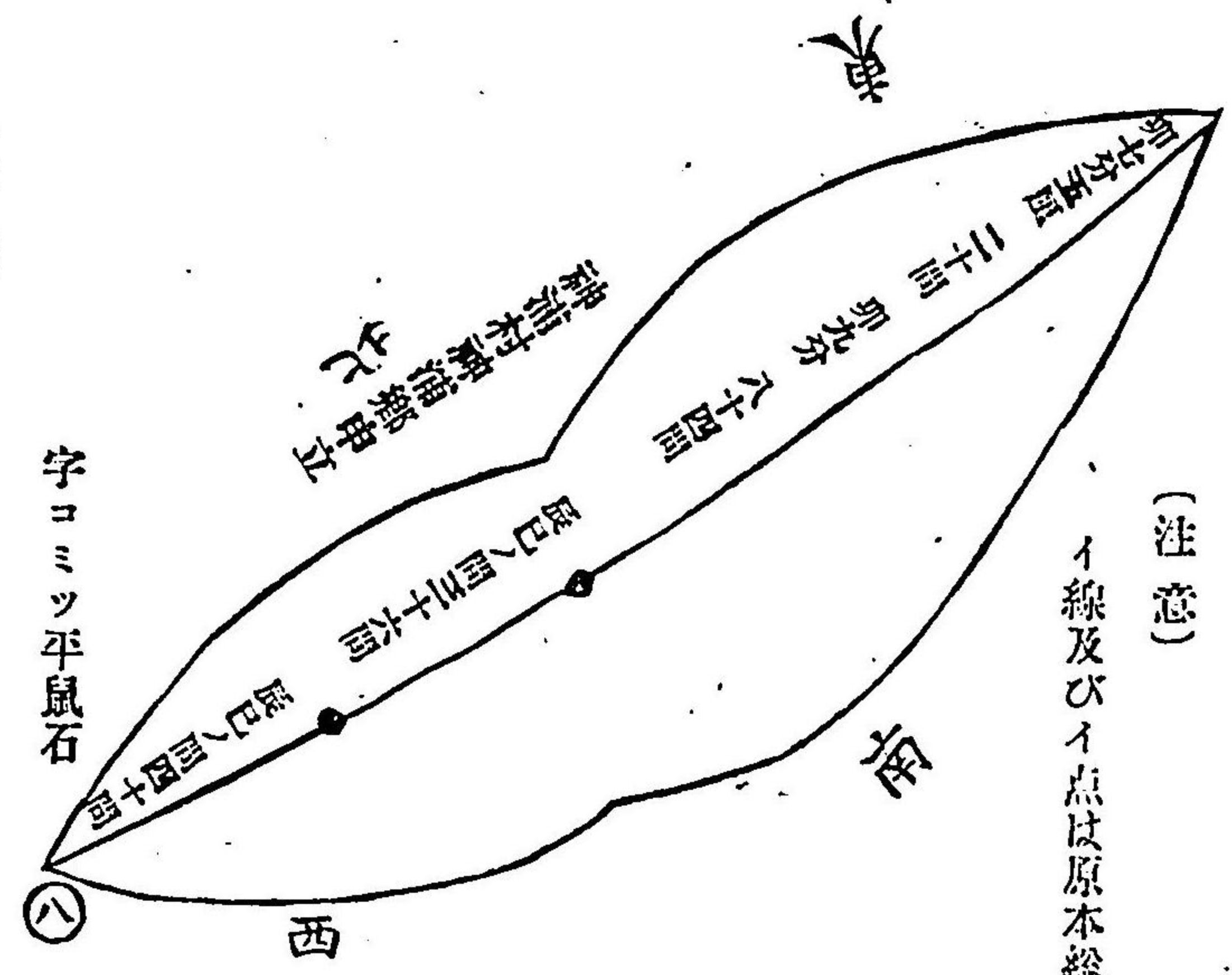
野ノ間ニ炭塚有リ田ノ岸ニ上リ田ノ頭ヨリハ川分ケ東ハ飯長村領西ハ古里村領右ノ川上リソ
 フクリニ出炭埋其上土手突アリ又夫ヨリ立石迄古里木場飯長三方境三ツ辻ニ有リ木場飯長境ハ
 タケノ尾ヨリ飯長擴平ヨ行キ所々ニ探有リ又右境ニモ所々ニ松アリ山ノ内ハ道筋ノ如ク木ヲ切
 道作リ神浦木場飯長トノ三方境有リ夫ヨリ木場村平村小濱村神浦村境嶽之尾上ヨ右ノ石塚有夫
 ヲリ長野原下リ道筋ノ儘坂下リ所々ニ石塚有リ其間ニ土手塚築キ有リ長野原ヨリ磯下リカマド
 カヤバ場ノ海際迄下リ其浦ヲ兩浦ト名付磯ト岡トノ間ノ岸ニ炭埋其上石塚築有ル以上
 右御境分寫前記ノ通明治三年午七月長崎縣所轄魚ノ目出張土肥少參事殿エ引繼候事
 此時諸般ノ書類本縣エ引渡主任

福江 五島飛彈守盛徳
 富江 五島洗之丞盛明

平村神浦村陸地境界

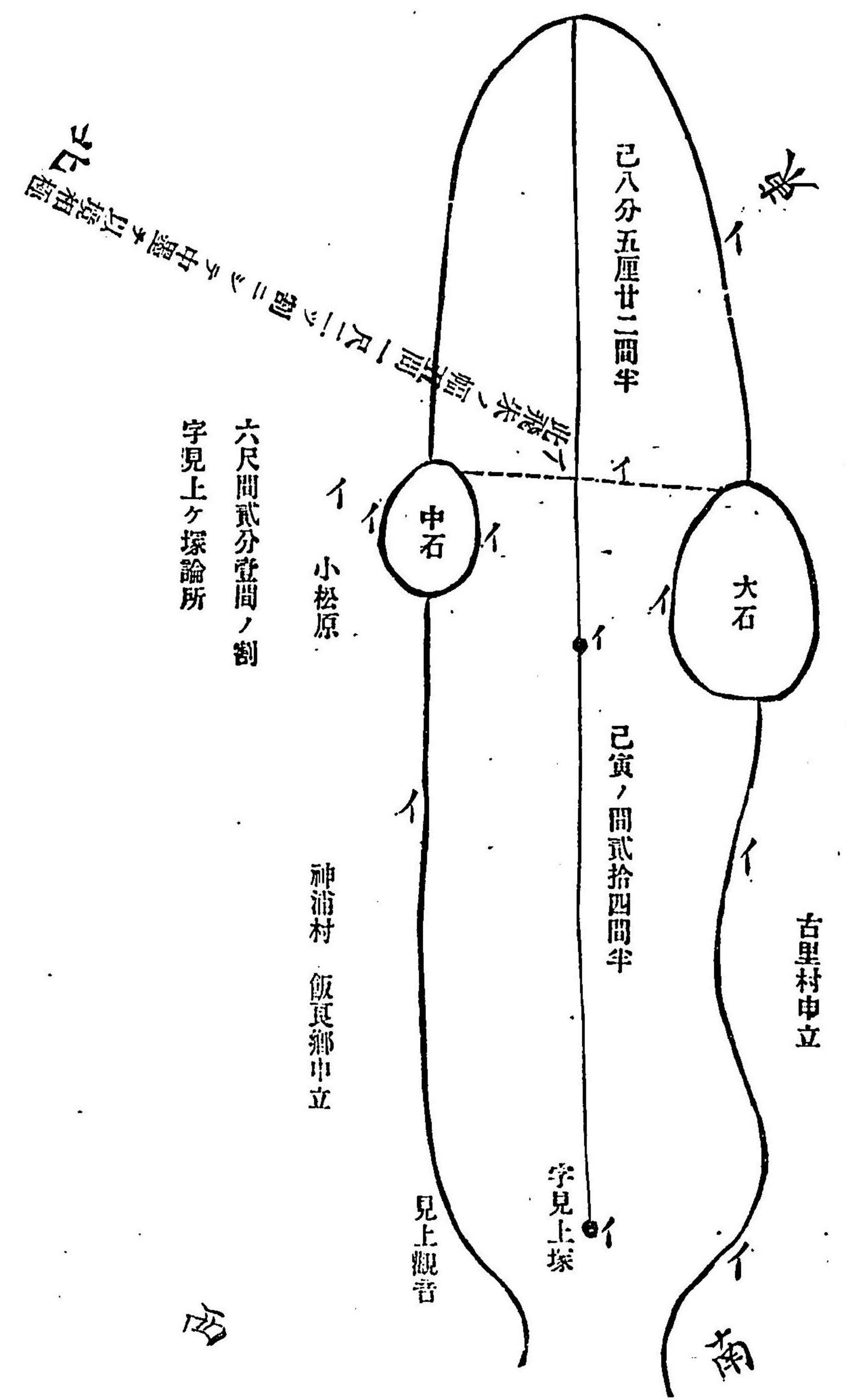
福江藩管轄五島平村古里村野路之内長崎縣管轄同神浦鄉同村飯長鄉野路境繪圖未引之通先年來
 双方申分致糾紛經界分見願立因而今般諸藩版籍奉還 王政御一新之御趣意ニ基先年來之境塚等
 之間不分明之場所ニケ所有之候ニ付圖面墨引之通此節新ニ双方立會割渡候條向後無違亂經界ヲ
 守熟知申談出精可致候爲后證役々印形用之相渡置候也

六尺間 壹分二間ノ割
 字コミツ平鼠石ヨリ
 字龍越白石マテ 之論所



(注意)
 イ線及びイ点は原本総て朱なりと知るべし

(注意)
 イ点イ線及びイを付したる文字は
 原書総て朱なりと知るべし



六尺間 貳分壹間ノ割
 字見上ヶ塚論所

西

福江藩宇久出張

大 屬 高木義久朱印

役所割印

明治四辛未年七月四日

長崎縣魚之目出張

少 屬 齊藤孝光朱印

卷

右之分寄册仙花紙認平村浦村之登録宛分置候也

御別紙御達書御繪圖共御下々被仰付一同承知奉畏候別紙御請書奉指上候以上

矣

福江藩管轄

明治四辛未年七月四日

五島平村庄屋 大久保周藏印

小頭 西川菊次印

年寄 田端長太郎印

百姓惣代 辻市藏印

田中久吉印

中野利七印

上橋松藏印

古里村庄屋 泊直平印

小頭 前川庭之助印

年寄 中村勇次郎印

百姓惣代 立石善市印

前川善藏印

中里三市印

長崎縣管轄

同神之浦村庄屋 泊寛三印

年寄 西徳三印

同村神浦郷

乙名 三宅一造印

百姓惣代 神山次八印

山脇喜平印

同村飯良郷

乙名 中村藤吉印

百姓惣代 川端幸平印

畑山清八印

差上市御請書文之事

福江藩管轄平村古里村野路之内長崎縣管轄神之浦村神浦郷同村飯良郷野路境別紙御繪圖朱引ノ
通双方行違論地ノ相成居候處今般請藩版籍奉還 王政御一新ノ御趣意被爲其是迄ノ論所御繪圖

矣

墨引ノ通双方御立會御見分ノ上此節新御割渡被仰付候間向後無違乱經界ヲ守熟和中談出精可致
旨被仰渡ノ趣一同承知奉畏候依之御請證文奉差上候處如件

明治四辛未年七月四日

長崎縣管轄

肥前國松浦郡五島

神浦村飯良郷

百姓総代

畑山清八印

川端幸平印

乙名

中村櫻吉印

同村神浦郷

百姓総代

山脇喜平印

乙名

神山次八印

年寄

三宅一造印

庄屋

西得三印
泊寛三印

福江藩管轄

同國同郡五島平掛

古里村百姓総代

立石善市印

中里三市印

前川龜三印

年寄

中村勇次郎印

小頭

前川庭之助印

庄屋

泊直平印

平村百姓総代

辻市藏印

中村利七印

田中久吉印

上橋松藏印

年寄

田端長太夫印

小頭

西川菊次印

福江藩

大屬 高木義久殿

長崎縣

少屬 齋藤孝光殿

右堂冊百田紙認双方堂冊宛分爵候也

○宇久島の風土

(以下北松浦郡所屬ノ分)

宇久島ハ圓形ニシテ周回十四里東西三里十四町南北一里十五町面積千五百八十八町九反平、神之浦ノ二村東西ニアリ野外ニ出テ、四方ヲ望メハ先ツ目ニ觸ル、モノハ山谷平野田畑川橋ナリ山ノ高ク聳ヘタルハ嶽ニシテ低キモノハ丘陵ナリ海灣ニハ船舶ニ出入セリ村ハ人家疎ニシテ第屋多ク住民ハ概テ農ナリ町ハ人家密ニ比ヒテ其瓦屋ハ商工漁ノ住居ナリ地形平夷ニシテ能ク開墾ニ就キ不毛ノ地少シ近海ノ小島數フルニ逸アラズ

氣候ハ一般寒ケレドモ四面海ナルガ故ニ他ニ比スレバ夏冷カニシテ冬暖カナリ地味薄シ水利惡シク隨テ水田多カラス田三畑七ノ割合ニシテ野菜菓物薪炭亦少シト雖トモ肥料ニ富ムガ故ニ麥粟甘藷大豆ノ產出アリ海產ハ鮑鰯其他枚舉スル能ハス而シテ神浦村ハ天然ノ良港ナ有スト雖モ

平村ハ津灣ナク船舶不便ナルガ故ニ時ノ押役志佐幸作氏ノ發起ニテ弘化二年築港シ又明治十七年ニ至リ時ノ町役山田民藏張本糸右衛門同與重ノ企圖ニ依リ船倉川尻ニ港ヲ築キ船舶ノ便ヲ謀リタリ此ノ港ハ南ニ横ハリ港内狹隘ナリト雖トモ近傍ハ三百有余間ノ砂濱ナルガ故ニ漁業ノ便少カラス加フルコ捕鯨網代アリ市民輻湊島中ノ都會ナリ其南面ニ屹立スルモノハ前兒島ト呼ヒ東西二町南北一町(此ハ渡邊氏ノ舊記ニ見ユ)草木繁茂島中ニ辨天神社ヲ奉祀ス黒藻瀬ハ辰巳ニ當リ其巨離三里寶曆三年三月七日鯨山見掛ニ關シ五島平戸双方ノ漁民争ヒ起リ五島ヨリハ平田勝左衛門平戸ヨリハ近藤丈左衛門出會ノ上五島領ニ談決シタリ此ノ瀬ハ草木ナシト雖トモ小魚網代及海藻アリ東面ニ三ツノ古志岐瀬アリ中央ニ在ルモノ最モ大ニシテ其高サ二百尺明治廿七年征清ノ事アルコ際シ其ノ頂上ニ燈臺ヲ設ケラレ全年十月十三日ヨリ点燈ス比邊鮑、鱒、小魚ノ群游スル所ナリ最近針木郷ニ古志岐神社ヲ奉祀シ毎年三月廿八日祭典ヲ行フ北端野方郷ノ近岸深淺多シ字城ノ下、大敷網代鮑網代ヲ有ス姫大神社ノ境内有名ナル蘇鉄ハ元一株枝八本二分レ恰モ臥龍ノ形ヲ爲セリ百間一見ニ若カストテ貴賓雅客ノ訪フ所ナリ木場郷ノ近海ニ千崎鮑網代アリ舊淨土寺ノ櫻ハ一株ニシテ枝葉八間四方ニ亘リ滿開ノ時ハ一天透キヲ見ル能ハス實ニ稀木ニシテ觀ル者皆譽セサルハナカリシモ明治二年廢寺ト共ニ代抹キタリ西端本飯長郷ノ近海五島嶼ニ鮑網代アリ鴨瀬アリ宮ノ首海峽ハ南面ニ開キ遠キニシテ沙濱ナリ船舶ニ便ナラス只一種

ノ蛤貝少數ヲ育生スルノミ尤モ鹽田ニ適セリ隨ニ八幡神社ヲ奉祀シ南海ヲ見下シ西方ニ厄神社ヲ奉祀ス此間本社ヲ距ル凡三十町近年流行病ノ爲メ一層尊敬雜沓ヲ究ム該社ノ笹ハ厄病除ト崇メ己ニ一山枯死セントス

寺島ハ東西十五町南北五町平市ヲ距ル凡二里港口左右ニ分レ頗ル船舶ニ便ナリ戸數七十餘海産ニ富ミ又朝鮮航路ノ便アリ昔時伊藤幸右衛門ト云ヘル者幕政ノ頃密航スルニ際シ港内ノ小島ニ若宮神社ヲ再建シタリトハ土人ノ傳説スルトコロコシテ今コ之ヲ存セリ南ニ屹立スル相瀬ハ草木ナシト雖トモ鮑、小魚ノ群游スル所ヨシテ小値賀島トノ海境ナリ

宇久ノ南平戸ノ志自岐迄凡七里海上頗ル激浪名ケテ志自岐灘ト云フ舊大村領平島江ノ島及ヒ五島友住島迄十三里而シテ西ハ五島地ノ群島北ヨリ南ニ連亘シ山脈二十一里ニシテ盡キ東ハ平戸地方連絡シ生月島ハ十三里平戸町ハ二十一里壹岐島ハ三十六里北對州嚴原ハ四十八里ニシテ青天白日ヲ期シ遙ニ見ユ

○平村各町郷の風土

堀川町ハ東端ニ位シ前面ニ十一面ノ觀音ヲ安置シ毎七月十八日ノ夜近郷ノ善男善女參詣シ雜沓ヲ極ム○向江町ハ堀川町ニ連絡シ南面ニ比羅瀨及ヒ黒瀨瀨ヲ扣ヘ潮流ノ清キヲ詠ム○佐賀里町ハ向江町ト溝一筋ヲ界トシ北面小丘ニ天満宮ヲ奉祀シ每二八月廿五日ノ大祭ハ東四町、十川、針

木、野方、郷ノ特別崇敬ニシテ町内大波戸ニ接續シ頗ル繁榮雜沓ス○且ノ上町ハ所謂段ノ上ニシテ前見島ヲ眼下ニ見下シ法華宗長崎本蓮寺ノ説教所アリ是ハ明治廿年ノ創設ニシテ平村未曾有ノ新宗門四十八口ノ信徒アリト云フ○船倉町ハ七町ノ中央ニ新波戸ニ接シ船舶ハ名ニ耻チス船倉川ニ碇繋シ港口蛭子神社ヲ安置ス每九月廿日町内二座ニ分レ頗ル盛祭ヲ執行ス○川端町ハ船倉町ノ西ノ橋ヲ越ヘ西ニ進ム松原町トノ中央ナル七町六郷ノ産土神社神島神社ハ南海ヲ見下シ九月十五日幸行大祭ヲ執行ス島井外ニ宇久小學校アリ讀書ノ聲操ノ舉動ハ往來ノ人感嘆セザルハナシ○松原町ハ馬場道ヲ通シ諸職工ヲ有シ北ニ村役場アリ人民輻湊ス○平郷ハ松原町ト接續シ中央南面ニ大入江水神社ヲ奉祀シ舜谷寺東光寺毘沙門寺ノ諸經鐘鼓ノ聲且夕絶間ナシ○山本郷ハ平郷ト連絡ノ區域アリ西面ニ妙見山ノ神ヲ奉祀シ每二月十五日大祭ヲ執行ス○十川郷ハ船倉町ト接續シテ北ニ進ム南面ニ金比羅神社ヲ奉祀シ東方ニ長崎島ノ海水ヲ扣ヘ風景頗ル宜シク加フルニ每春三月町方ノ於初取見物ハ亦一興ナリ○針木郷ハ十川郷ト凡ソ一町ヲ隔テ北ニ古志岐神社ヲ奉祀シ每三月十八日全村擧テ祭典ヲ行フ○野方郷ハ平町ヲ距ル凡一里北端ニ位シ東ニ眞倉灣ヲ扣ヘ船舶ノ便アリ北ニ金比羅神社ヲ奉祀ス○太田江郷ハ平市ヲ距ル一里余北ニ三浦灣ヲ有シ漁船ノ便アリ小學校ハ梅ノ木ニ在リテ太田江郷野方郷木場郷生徒之ニ充ツ○木場郷ハ平市ヲ距ル凡一里十四町南岳ニ金比羅神社ヲ奉祀シ北海ノ限リナキヲ望ム○大久保郷ハ平町

ヲ距ル凡一里中央ニ鹿大神社ヲ奉祀ス十月十五日祭典アリ○本飯長郷ハ平町ヲ距ル凡一里半中
 央ニ小學校アリ大久保郷ノ生徒ト共ニ之ニ充ツ西方ニ宮ノ首八幡宮ヲ奉祀シ木場郷ヨリ寺島郷
 迄四ヶ郷ノ産土神ト崇メ毎八月十五日大祭行幸ヲ執行ス全社ヲ距ル凡三十町厄神社ノ祭典ニハ
 全村ハ無論小値賀島ヨリモ參詣多ク頗ル難沓ヲ極ム○寺島郷ハ本村ノ西ニ位シ平町ヲ距ル海路
 凡二里天然ノ良港ニシテ船舶ノ便一等トス小學分校アリ好風景ノ地ナリ

○宇久八景

- 黒藻瀬ノ錦帆 異帆片帆波ナキ海ニ錦帆可那
- 唐松ノ夜ノ雨 ミノ笠ヲカル家モナレ夜ノ雨
- 長野ノ暮雪 暮レテ居テクタクモナラジ暮ノ雪
- 福田ノ夕照 夕照ノ日アシニ長シ人ノカゲ
- 鏡山ノ秋ノ月 山ハナシ石ハカリナリ秋ノ月
- 東光寺ノ晚鐘 モウ一面勝負トナリテ晚ノ鐘
- 浦田ノ落雁 一群ハ零ニマキレテ落ル雁
- 寺島ノ晴嵐 マツ汝ニ波音高シ晴嵐

○平、神浦間道案内

平村ヨリ神浦村ニ至ル陸路凡一里西方ニ進ム歩行ノ便ハ船倉町ヨリ始メ川端町神嶋神社ノ前面
 ヲ通り東光寺山門ヲ見上ケ左ニ回り村役場ノ前面通り凡四五十間通行左ニ廻リ郵便投函所ヨリ
 右ニ折レ平郷大道直經村端ヨリ右ニ登リ凡五六十間ノ所左右ノ二道アリ左ニ下リ橋ノ觀音前面
 通り右ニ登リ凡一町ノ坂アリ是ヲ朝ノ坂ト云フ一息休ミ長野原ハ平地東南ノ海上ヲ眼下ニ詠
 メ喫烟スルモ可ナリ山城神社前ヲ通り小坂ヲ下リ凡二町斗リノ所ニテ一小流ヲ涉リ左ニ歩ミ凡
 一町ノ所ニ左右二筋ニ分レ右ハ元飯長郷路左ハ神浦路中央ニ耕神山アリ進テ入口ハ右ニ廻リ祝
 賀郷ヲ下リ市中ニ着ケ其舟路ハ凡二里トス

○平村各町郷戸數人口統計表

町 郷	戸 數	人 口
堀川町	三十七戸	百四十八人
向江町	七十六戸	三百十四人
佐賀里町	六十九戸	二百七十六人
且ノ上町	三十七戸	百五十二人
船倉町	四十六戸	百八十四人
川端町	五十二戸	二百十八人
松原町	百三戸	四百十二人
平郷	七十二戸	三百四十人

山本郷	五十三戸	百六十二人
十川郷	五十三戸	百七十三人
針本郷	三十八戸	百五十八人
野方郷	九十七戸	三百六十二人
太田江郷	五十二戸	百六十八人
木場郷	四十七戸	百七十五人
大久保郷	五十一戸	百九十八人
本飯良郷	百五戸	四百五十八人
寺島郷	七十戸	二百九十六人
計	千〇五十八戸	四千八百八十六人

夫

○平村商、工、漁業人員船舶及村有財產

商業	四拾四人	工業六拾八人
漁業	六拾二人	船舶三百九拾二艘
普通基本財產		七百九拾三圓五拾五錢七厘
學校基本財產		三千三百八拾七圓八拾一錢八厘
衛生儲蓄金		百二圓拾五錢

○平村輸出品數量

大豆	二千俵	甘藷	五万斤	鯛	八千斤
小麥	千俵	切芋	三万斤	鯛及鰯	一万二千斤
大麥	千俵	鮑	一万五千斤	干鰯	二千俵
小豆	百俵	鮑殼	五万斤	雞	千五百羽
雜魚	五万斤	鹿尾菜	五万斤	炭炭	二万五千俵
雞冠草	三千斤	荒和布	二十万斤	玉子	三万個
於胡	二万五千斤	甘海苔	三千斤	無糖肴	二万貫
眞於胡	五千斤	牛	五百頭	天草	一万五千斤
和布	五万斤	馬	二十頭		
○平村輸入品數量					
茶	六千斤	米	千五百俵	薪	二百五十万斤
荳	一万斤	鹽	一万五千俵	古岩	千枚
酒	千二百樽	油	七百五拾樽	下駄	二千足
燒酎	二十樽	木炭	千俵	傘	千本
反物	三千反	線香	五百束	板	二千坪
鍋釜	千個	昆布	五百貫目	竹	一万五千本
錫	千枚	干物類	三十万	釘	千斤
鐵	三十貫目	色紙	六束	檜皮	百二十束
		菓子	千斤	屋根板	三百束
				瓦	

燒物	千荷	砂糖	二千斤	瓦	五千枚
蠟燭	二千斤	菊菊玉	四千斤	網	二千尋
半紙	千五百束	塵紙	八百束	苧	千五百斤
綿	二千斤	勝	五十枚	墨表	千枚
マツチ	三千個	椀	五十束	藍	二千石
箸	二千束	材木	五万才	足袋	二千足
玩弄物	凡五百圓	索麵	三千斤	墨	凡百圓
賣藥	凡千五百圓	筆	凡百圓	酢	五十樽

○平村各郷田畑宅地山林池沼原野雜地反別統計表

郷名	田	畑	宅地	山林	池沼	原野	雜地
平、山本、十川、針木、及町方合計	町反畝歩 三三、五二五	町反畝歩 三三、三一九	町反畝歩 一八、四一九	町反畝歩 四七、〇〇八	町反畝歩 二〇、一	町反畝歩 一四、五六一	町反畝歩 五、二〇五
野方	一四、〇〇九	八、七三三	二、九〇八	一、七四三〇三	一四	三、九二六〇一	八、六
太田江	三、三二五	五、五〇六	一、三三六	一、八三〇一七	〇五	一、五二六〇九
木場	二、四二四	四、五二六	一、五二五	三、六三三	一七	五、七三三
大久保	一、四七二	三、七一九	一、二七五	一、〇二六〇五	〇七	三、六五〇
本飯良	一、五七五	三、九七三	三、二二九	一、六二六〇一	〇三	二、六〇二	三、一七
寺島	一、五三三	三、七五〇	二、〇九六	一、〇七五	〇二	二、〇三〇	二、一八
計	一四、七二五	三、七三六	三、五二八	一、五二六〇三	三、一九	三、六四九	五、五

○平村各郷田畑宅地山林池沼原野雜地地價統計表

郷名	田	畑	宅地	山林	池沼	原野	雜地
平、山本、十川、針木、及町方合計	一〇、八三三	二、五三三	一、九七三	三、〇〇七	三、四四	一、七九五	一〇、〇三
野方	四、五〇五	七、五七二	五、一四六	三、五三二	七、四	四、四〇〇	二、一三
太田江	三、四七四	六、二一九	四、三三五	二、九〇四	三、三	一、八〇九
木場	七、一五〇	二、八〇二	二、〇一七	二、三三三	九、四〇	五、三三〇
大久保	五、一五二	五、五二七	四、一三九	五、三六	三、七	七、五五四
本飯良	五、四四三	九、一三九	六、〇三二	一、〇九六	一、六	二、四五三	六、九
寺島	九、三三〇	六、九八六	二、七九八	九、九四	四	三、〇九九	六、五〇
計	三、五〇三	四、六二二	四、五二八	二、四七六	六、二七	四、〇九五	一、四〇八

○神浦村風土

神浦村ハ元宇久一島ノ民タルモ五島淡路守ノ弟民部盛清公本領ノ内三千石ヲ割キ富江分地ノ時其内ニ加ヘラレ方治四年四月廿七日土地人民共ニ引分ラレタリ然レトモ舊政ハ概テ平村ニ衍流タリ而シテ代官役所ニ局アリ一ハ富江出張員一ハ世襲ノ泊家ナリ下代一名庄屋三名乙名一名皆家柄ヨリ出テ又十二町三ヶ郷トモ別ニ庄屋一名ツ、チ配置シテ村務ヲ所理シ本末ノ領主巡見ノ節ハ道路ヲ修繕シ掃除ヲ爲シ一般ニ尊敬スルノ先格嚴重ナルノミナラズ平、神、代官交代毎ニ吹

聽及祝儀トシテ往復祝宴ハ勿論年始及ヒ寒暑ノ見舞取遣リ情誼親密ヲ盡スコト王政維新ノ時迄
始終一日ノ如シ

本村ハ宇久島ノ南部ニシテ天然ノ良港ヲ有シ頗ル船舶ノ便アリ町家ハ海岸ニ並列シテ村中ノ都
會タリ然レトモ近代港内漸ク埋没ノ憂アリ爲ニ海口ノ西手ヲ豫防築港ス此ノ舉ハ三宅喜平吉田
十三郎三宅善三郎築山豊次郎泊寛藏神吉久造泊小平太西得三辻鶴吉ノ發起ニシテ明治十年ニ落
成シタリ

神浦町ノ要略ヲ記スレバ東岸ハ宮ノ町ト云ヒ中央ニ辨天神社ヲ奉祀シ七月十六日大祭ヲ執行ス
西岸ハ出口町ト云ヒ中央ニ登記所小學校及村役場アリ小泊町ニ郵便局アリ須久居町ノ西曹洞宗
西蓮寺ノ晚鐘遠ニ響ク

神浦郷ハ町ヲ距ル二町ニ過キス全村ノ産土神宇久島神社アリ九月十五日行幸大祭ヲナス此ノ神
社ハ元志自岐天満宮ト稱ヘタリシニ明治四年嗣掌月川氏ノ請願ニヨリ宇久神社ト改稱セリ東ニ
法華宗妙覺寺アリ

下飯長郷ハ町ノ西ニ當リスエナリノ土橋音靜ニ越ヘ凡半道ニシテ北ニ曹洞宗長松寺アリ
小濱郷ハ町ヲ距ル凡ソ一里中央ニ若宮神社及ヒ小學校アリ北ニ眞言宗大定院アリ東ニ三笠宮ヲ
奉祀シ九月廿八日大祭典ヲ行フ而シテ福浦ノ新田ハ青嵐ノ風光ヲ顯ハシ頗ル好景ヲ存ス

○神浦村各郷戸數人口統計表

町郷	戸數	人口
町方	二二二	一、一九八
神浦郷	九四	五三一
小濱郷	一九六	一、一〇七
飯長郷	六五	三六七
計	五六七	三、二〇三

○神浦村商工漁業人員船舶及村有財產

商工	二十人	漁業	三十五人
船舶	四十人	船舶	二百五十艘
村有財產	二千百餘圓		

○神浦村輸出品數量

大豆	二千石	鮑	百九十二貫
麥	五百石	牛	三百三十頭
甘藷	二万三千貫	雞	千八百羽
切芽	八千貫	雞卵	七万二千個
生魚	一万五千貫	焚炭	一万二千俵
鹽魚	一万七千貫	鹿尾菜	八千貫
		鯨魚	五千斤
		鯨	千斤
		鯨	二千斤
		鯨	二千斤
		荒魚	三千斤
		計	五万五千貫

鳥賊

千六百貫

小鯛

二万貫

合

○全輸入品數量

酒	三百五十石	鹽	千二百九十三石	古着	二千枚
米	千石	木炭	八百貫目	下駄	千足
薪	三十万束	石炭	一万六千貫	傘	八百本
酢	四十石	砂糖	千六百貫目	反物	二千反
醬油	二十石	マツチ	二千個	鍋釜	五百個
油類	三百八十石	箸	千五百束	鋤	六百枚
紙	二百	線香	五百束	鎌	六百挺
蠟燭	百六十貫	昆布	六百貫目	鉄	五十貫
茶	二千斤	菓子	千五百斤	燒物	六百個
素麵	五千斤	色紙	五束	材木	四万才
綿	千斤	足袋	二千足	板	千坪
竹	二万本	網	二千疋	煙草	六百斤
釘	千斤	鹽	五百枚	賣藥	凡五百圓
屋根板	二千束	瓦	二千石	芋	二千斤
	四千枚		凡百廿五圓		

○神浦村各郷田畑宅地山林池沼原野雜地反別統計表

郷名	田	畑	宅地	山林	池沼	原野	雜地
神浦	町反故歩 四〇八七	町反故歩 二八五九四	町反故歩 九〇〇〇	町反故歩 九〇〇〇	町反故歩 一〇五	町反故歩 二〇五五	町反故歩 一五三
小濱	三六三	二三三	九八六	五九二	一六	九〇〇五	七〇七
飯良	二六三	七〇四	五九二	一六九	一〇	二八二六	……
計	四四七	三〇〇	三〇七五	三三三	四二	七二五元	三一九

○全前地價統計表

郷名	田	畑	宅地	山林	池沼	原野	雜地
神浦	五五五八六	二二四一〇	三〇七四〇	三九三二	四一五	三三二五	三一九五
小濱	七五八八八	二二〇〇八	一八九〇一	二九八六	二五九六	三三〇四	一八三
飯良	三五六一九	四〇九三九	六四二六四	三〇七六	二二三	二四六五	……
計	一六七〇九七	二六四四七	四四〇〇五	四九五五	六三五	八五〇四	五〇七

○採藻採鮑規約

平、神浦、兩村規約締結ノ原因ハ明治廿二年神浦村ニ於テ其前面採藻採鮑新區畫出願ヲ計畫スルニ當リ平村ハ舊慣法ヲ守リ異論ヲ唱ヘタルニ時ノ兵長平村ハ本寺護重神浦村ハ西海徳勝ノ兩氏ナリシガ双方書面問答往復數月ニ涉リ兩村人民輒輒シ議論百出或ハ腕力ニ訴ヘ馬場浦勝頗ル舊藤ヲ生シ村吏警察及ヒ管轄應ヲ煩ヌニ至レリ茲ニ於テ兩村協議會員ヲ撰出シ郡吏屢々派出協議會

チ開クト雖トモ倍々波瀾ヲ生シ好結果ヲ見ルコトナク廿二年ヨリ廿六年迄五年ノ星霜ヲ經由シ此ノ間兩村民ハ辛苦ヲ嘗メ莫大ノ費用ヲ抛テ郡役所ニ縣廳ニ累陳數十回嘆願シタリト雖ドモ當時當局者モ其所置ヲ難セラレタルカ遷延決セス遂ニ縣下ノ一問題ト迄ナルニ際シ幸ナル哉新任大森知事ノ英斷ニ依リ明治廿六年七月廿日規約締結ノ好結果ヲ奏シ直ニ縣知事ノ認可ヲ經茲ニ於テ事漸ク平穩ニ歸シタルハ實ニ兩村民ノ福祉ト云フベキナリ

北松浦郡平村採鹽採鮑實業者總代出崎貞

張 本 典 重
岩 本 米 一 郎
大 久 保 實

全郡神浦村全節

泊 愛 造
山 田 甚 平
秋 本 長 吉
平 村 長 大 久 保 惣 八

神代村長代理助役 吉 田 市 十 郎

明治十九年本縣第二八號漁業組合準則ニ基キタル兩村規約條件第一條ヨリ第十二條迄ノ項目即チ明治廿六年七月廿二日縣知事ノ認可ヲ得タルモノハ兩村永遠ニ保存スルモノナルニヨリ茲ニ之ヲ略ス

○小値賀島の記

小値賀島ハ周回八里十二町面積千四百三十六町三反宇久島ヲ距ル唐見崎三里笛吹村四里人口戸數面積等稍々宇久島ニ同シク島中三ヶ村アリ笛吹村前方村柳村ト云フ土地豐饒且海産ニ富メリ笛吹村ハ島中ノ一都會ニシテ船舶輻湊ノ地ナリ

野崎島ハ小値賀島ノ東ニ接シ周回四里其絶頂ニ神島神社アリ毎年一月元日ヨリ一週間大祈禱ヲ執行ス戸數凡ソ五十アリ

六島ハ小値賀島ノ南ニ散布スル島嶼ニシテ戸數概テ野崎島ニ全シ

19
533

明治二十九年五月廿三日印刷
同年六月五日發行

(定價金四拾錢)

著者兼發行者 大久保周藏
長崎縣北松浦郡宇久平村貳百拾九番戶

印刷者 城谷虎市
長崎縣長崎市大黒町廿八番戶

印刷所 城谷活版工場
長崎縣長崎市本大工町六拾三番戶

發賣所 鶴野書店
長崎縣長崎市引地町廿八番戶

1790

